

左右する大変重要なものだと私は認識していますが、石破大臣の御所見はいかがでしょうか。

○石破国務大臣 認識は委員と全く一緒でございます。

もちろん、それぞれの集落がかつてのにぎわいを取り戻せれば一番いいと思つておりますが、当面、人口は減るわけでございます。そうすると、小さな拠点にいろいろなものを集約して、高齢者の方であつても、小さな拠点で、歩いて全ての用が足せるということが望ましいのですが、その小さな拠点への連絡というものがきちんとなければ、幾ら小さな拠点を整備しても何にもならぬというお話をござります。

小さな拠点とともに、集落に住めるということも重視していかねばなりませんので、それをつなぐのは交通ネットワークである、かような認識でおるところでございます。

○田村(貴)委員 国土交通省にお伺いをします。

地方の公共交通を大きく担つ路線バス、乗り合

いバスですけれども、この輸送状況について、三

大都市圏輸送人員数とその他の地域輸送人員数及

びその合計について、一九七〇年と二〇一三年分を比較して説明をしていただきたいと思います。

○宮城政府参考人 路線バスの輸送人員につきま

してお答えいたします。

一九七〇年度につきましては、三大都市圏の輸送人員は四十五億七千三百万人、その他の地域は五十五億になつております。一方、二〇一三年度でございますが、三大都市圏の輸送人員は二十七億三百万人、その他の地域は十四億七千三百万人となつております。

増減ということでございますが、三大都市圏につきましては、一九七〇年と二〇一三年を比べますと、四〇・〇九%の減、その他の地域につきましては、同じく七三・二%の減、このようになつてござります。

○田村(貴)委員 今説明がありましたのが、資料の一のグラフであります。答弁にありましたように、三大都市圏輸送人員とその他の地域輸送人員数と

もに減少しています。特徴的なのは、三大都市圏、東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫以外の地方圏での減少が激しいということです。この四十年間で輸送人員数の七三%があります。この四十年間で輸送人員数の七三%が減少しました。

続けて国交省にお伺いします。

この数年間の路線バスの路線廃止キロ数について説明願えませんか。

○宮城政府参考人 路線バスの廃止キロ数についてお答えいたします。

平成二十一年度につきましては一千八百五十六キロメートル、平成二十二年度につきましては千七百二十キロメートル、平成二十三年度につきま

しては八百四十二キロメートル、平成二十四年度につきましては九百一キロメートル、そうしまして、平成二十五年度につきましては千百四十三キロメートル、このようになります。

○田村(貴)委員 私は九州なので、九州の部分につきましては九百一キロメートル、そうしまして、平成二十五年度につきましては千百四十三キロメートル、このようになります。

○田村(貴)委員 私は九州なので、九州の部分につきましては九百一キロメートル、そうしまして、平成二十五年度につきましては千百四十三キロメートル、このようになります。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、過疎地における生活交通の確保は極めて重要な課題と認識しております。

これにつきましては、恐らく一つの手法だけではなかなか難しいといつうように考えておりまして、

なにかかわらず、この手法だけではどうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできているのか、どのようなネットワークになっているのか。大まかでいいですけれども、わかれれば御説明いただきたいと思います。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、過疎地における生活交通の確保は極めて重要な課題と認識しております。

これにつきましては、恐らく一つの手法だけでは

なかなか難しいといつうように考えておりまして、

なにかかわらず、この手法だけではどうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできています。これに照らしてみて

どうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできています。これに照らしてみて

どうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできています。これに照らしてみて

どうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできています。これに照らしてみて

どうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできています。これに照らしてみて

どうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできています。これに照らしてみて

どうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

いうふうに説明を受けています。この中で十数か所の集落を一々くりにしますと、小さな拠点となるのは約五千ぐらいの集落生活圏なるといふ

うにも説明を受けています。これに照らしてみてどうなんでしょうか。五百十四団体の自家用有償

旅客運送は、この集落地域に合わせてどの程度カバーできているのか、どのようなネットワークになっているのか。大まかでいいですけれども、わかれれば御説明いただきたいと思います。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

ただし、先ほど御答弁申し上げましたようなさまざまな手法を組み合わせて、おのおの地方市町

村が地域の実情に合わせた手法を組み合わせていくことで確保できるように、私どもとして

かかり切れないとは思つております。

以上でございます。

○田村(貴)委員 まさに確保していただかなければならぬというわけなんですねけれども、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業というのがござります。これは、二〇一一年度から生活交通

サバイバル戦略として新規に発足した事業と伺っています。過疎地域等におけるバスやディマンドタクシーの運行や駅のバリアフリー対策、離島航路、離島航空路の運航などを支援して、実績を積み重ねています。

そこで、石破大臣にお伺いしたいんですけども、自家用有償旅客運送にしても、地域公共交通確保維持改善事業にしても、その意義と役割は十分私もわかりります。全国で集約とネットワークを確立していく必要があります。

○田村(貴)委員 まさにカバーするためには、地方創生の立場から、独自のネットワークづくりのアプローチが必要であると私は今考えております。

現に生活の営みがある全国の集落を守るのであれば、全國六万五千の過疎地集落の住民の足が、

地方路線バスやコミュニティーバス、自家用有償

旅客運送、緑ナンバー、白ナンバー合わせて、ど

のように確保されているのか、あるいはいいのか、まずはここを掌握することが大事であります

し、その維持充実の保障があるのか、ここをしつかり掌握すべきだと考えますけれども、大臣、御

所見はいかがでしょうか。

○石破国務大臣 これも委員のおっしゃるところです、それぞれの集落でそれぞれの事情がございまして。バスがなくなつていつたのは、結局、皆が車を持つようになりました。過疎地はどうとは言いませんが、そこで大事なのは、いわゆる軽トラといふものがあれだけ走つておつて、かなり高齢の方も軽トラを運転されるのですが、そういう過疎地において、そういうようなものがかなり重要な交通の足になつてゐるのだけれども、高齢化が進めば、運転すること自体が難しくなつてくる、危なくなつてくるということがございます。

大事なのは、委員御指摘のように、それぞれの地域のそれぞの集落で、九州、福岡県、北九州、いろいろなところがござりますが、それぞれの実情をきちんと把握することが大事だというふうに思つております。

フィーダー事業等いろいろな形で政府としても考え、また今回の法改正をお願いしておるところでございますが、一番大事なのは、地域の実情をきちんと踏まえて、そこで暮らしておられる方々が小さな拠点に対するアクセスがきちんと確保されるといふことでなければ、小さな拠点、コンパクトビレッジの構想というのは意味をなさないものだというふうに考えております。

○田村(貴)委員 大臣、そこで私、ちょっと気になる記事があつたんですねけれども、二月二十二日付の西日本新聞。私もこの日、読んで、おやと思つたんですけれども、石破大臣に西日本新聞社がインタビューをして、その記事であります。そこで大臣はこうおっしゃっているんです。「地方で生産性や収益を上げるには、コンパクトシティ化と企業の集積が必要だと思う。集落再編でなくなる集落はかわいそつだが、全ての集落に同じインフラを整備すると、いくらお金があつても足りない。切つて捨てるとはしないが、粘り強く住民の合意を得なければならぬ」、こうした一文がございました。

なくなる集落というのはどういうところを指すんでしょうか。過疎地集落の住民を移動させて、

別のところで住んでくださいという意味なんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○石破国務大臣 これは、インタビューを西日本新聞さんでいろいろとまとめていたいたものなので、何かこういう血も涙もないようなことを私は言つた覚えは全然ないのです。

結果的にはなるべく、私は思ひません。なくさないために最大限の努力はいたします。

それは、結果的にといふ言葉が多分ここでは落ちているんですねが、集落がなくならないように、そこに住みたいという方がおられる限り、これは居住の自由というか、そういうような言葉が明確に憲法にあるわけではございませんが、そこに暮らしたいといふ方々の御意向というものは最大限尊重はしなければならない。

しかし、そこにおいて暮らしておられる方々が、例えは、今回でいえば小さな拠点の構想にどれだけ御理解をいただくか、その集落のそういう暮らしを守るために行政としては何をするべきなのかということは、お仕着せではなくて、その方々の御意向をよく聞かねばならぬということだと思います。

言葉が足りなければ大変申しわけないのですが、そこは、結果的になくなる集落はお気の毒ですか。ただ、なくならないために私どもとして最大限の努力をするのであって、切つて捨てるようなつもりは全くございません。

○田村(貴)委員 そこに住みたいという人がいる限りと、憲法のことも引き出されて、尊重するといふように御答弁がありました。大臣、少し安心しました。

全国の全ての生活の営みがある集落は維持していくくというふうにも受けとめたわけでありますけれども、私はそこが大事だと思います。しかし、

なくなつていく集落、それは自然現象として歴史的にはあつたといふには思いますけれども、

○石破国務大臣 これは、政府の中でも、あるいはうちの役所の中でもさんざん議論したことでございます。あえて憲法ということに触れたのことはしてはならないのだと思つております。

一方におきまして、この厳しい財政事情の中にございまして、この厳しい財政事情の中にございまして、その方々の御希望をいかにして、納税者の負担ということを念頭に置きながら、言い方は難しいのですが、最大の効果を上げるための最も効率的な仕組みというのは何であろうかということも考えていかなければなりません。

そこにお二人住んでおられる、三人住んでおられる。実際に、私の選挙区でも、もう一人しか住んでいないとか、三人しかお住まいない、そういうところは現にござります。そういう方々の暮らしをどのようにして納税者の負担をもつて支えるかということはよく御理解をいただきながら、そういうところの集落の暮らしというものを維持していくたいし、なろうことならば、そこにはまたやつてくるような形もつくつていきたいと思っております。

そこにおける人の暮らしを維持するとともに、そこは中山間地である場合が多いので、そこは国土、畑でありますとか田んぼでありますとか森林でありますとか、そういうものもいかにして守るかということが、その地域の暮らしといふことの大きな概念であつて、人の営みであるとともに、そこにおける森林あるいは水田、畑、そういうものも維持をしていかねばならないのは、政府の責務であり、地域の責務であると考えております。

○田村(貴)委員 わかりました。

国土交通省に再びお伺いします。

地域内フィーダー系統確保維持費補助制度について、運行費や車両減価償却費等への補助を行っています。運行費でいえば、収支差額の二分の一を補助しています。その実績並びにそのうち自家用有償旅客運送者に対する補助交付額の実績、これは対象事業者数と交付額合計なんですけれども、それについて説明していただけないでしょか。

○奈良平政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業を平成二十三年度に創設いたしまして、コミュニティーバスを始めとした地域内の生活交通の運行費等についても支援を行つております。自家用有償運送を補助対象としております。

その補助実績でござりますけれども、平成二十一年度、事業者数が二十五、補助額が五千五百五十五万円、二十四年度は、事業者数が八十、補助実績が二億八千九百十六万七千円、二十五年度が、事業者数が九十三、補助実績が四億八千六百十九万四千円、二十六年度が、事業者数が百七、補助額が五億四千八十八万円となつてござります。

○田村(貴)委員 今説明がありましたように、補助額が年々増加しています。年々増額となつてるのは、地域交通維持の必要性が増している、そして、自治体での取り組みが広がつていているということのあらわれではないかといふように思いました。

運送に携わつてゐる団体は、経営が赤字である場合が非常に多いわけであります。実際、自家用有償旅客運送を行つてゐる団体へのアンケート調査の結果を見ても、運送を行つに当たつて主な苦労、その第一位は、運送に対する費用面との回答でありました。

そこで、大臣、費用の問題、財源の裏づけの問題についてお伺いしたいと思います。

現在、経済財政諮問会議などでは、財政健全化目標の実現に向けた検討が行われ、その中では、地方交付税制度のあり方の見直しと効率化、各府

省の補助金等について重複や縦割りの弊害の排除、地方創生に向けての一括交付金化、整理縮減を含めた改革が言われ、論議されています。石破大臣も、この特別委員会の所信表明で、地方交付税制度や補助金等の改革に当たる表明をされております。

地域交通を維持するための補助金など、こうした財政措置が整理縮減の対象となることはあるのかないのか、ないと断言できるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 今回の地方創生の取り組みは、それぞれの基礎自治体において、どのようにしてその地域における雇用がありますとか生活でありますとか、そういうものを維持するかということです。そこにおいては、あらゆる方々の参画、それは住民自治ということと多分ニアリーヨコールだらうと思いますが、そういう方々の御意見をきちんと取り入れた上で、上から目線とか行政が勝手に決めるとか、そういうことでない総合戦略をお願いしたいと思っております。

交付税のあり方、あるいは補助金のあり方、あるいは地方単独事業のあり方、それではカバーしきれない隘路のようなものがあつて、それを解決するために新型交付金という概念が必要なのではないかというところまで今議論をしておるところですが、地域地域においてこのような形のものが必要である、そうでなければ、先ほど来委員が御指摘のよくな集落の人々の暮らしを守ることはできないわけでございます。こういうような制度があるので、そこの地域がそれに合わせるのでなくて、そこの地域に合わせていろいろな制度を組み立てていくという逆の発想というものが今回の地方創生には必要だというふうに思つております。

ですから、最初に、これだけしか金がない、このように改革をする、それに合わせること

ではなくて、その地域に最もふさわしいやり方をその地域に考えていただき、それに合わせた形で

私どもは補助金あるいは地方財政の改革という

ものをやつしていくということの順番を逆にしてはいけないというふうに思つております。

ただ、財政が厳しい中において、そこにおいて重複の排除、あるいは縦割りの排除ということは、やはり優先して考えるべきものだと思います。

○田村(貴)委員 次の質問に移りたいと思いま

す。人と施設の集約に向けての話なんですかねども、地域再生法の改正案では、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点とする地域再生拠点区域を形成するため、農地転用許可、開発許可の特例が付与されています。

農水省にお伺いしたいと思います。

昨年の地域再生法の改正では、六次産業化のための施設整備に関しては、農用地区域内農地を含む四ヘクタール超の農地転用の権限が認定市町村におけるされ、都道府県の承認のもとで農地転用ができるようになりましたけれども、今回の措置も同様の仕組みのものと理解してよろしいんでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申上げます。

今般創設いたしました地域再生土地利用計画に関しましては、昨年の臨時国会におきまして措置いたしました、委員御指摘の、地域農林水産業振興

施設整備計画と同様、四ヘクタールを超える農地転用につきましても、地域再生土地利用計画に係る都道府県知事の同意をもつて農地転用の許可があつたものとみなすというふうにしているところ

でござります。

○田村(貴)委員 農水の方からお答えがありまし

た。引き続きお尋ねしますけれども、現行地域再生法では、内閣総理大臣は、地域再生計画に記載される事項について認定を行ふ場合、関係行政機関

の長の同意を得なければならないというふうにされています。

優良農地の保護は、まさに農林水産省の重要な仕事であります。今回の改正によって、地域再生拠点区域、この中心の地域再生拠点区域がつくる

れる場合、優良農地などを残すべきとして農林水産大臣が同意しない場合はあり得るのか、あり得るとしたらそれはどういった具体的な場合なのか、それについて説明していただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 今般創設いたしました地域再生土地利用計画制度につきましては、農用地等の保全、利用の確保を図る農用地等保全利用区域、それと、診療所、日用品販売施設等の生活関連施設の誘導を図る地域再生拠点区域を設定することによりまして、生活サービス機能の維持とあわせまして農用地等の保全、利用を図るというものでございます。

このため、市町村が作成いたします地域再生計画の内閣総理大臣の認定に際しましては、農林水産大臣の同意を要することとしているところでござります。農林水産大臣が同意を求められた場合には、農用地等の保全、利用を通じた地域の再生の実現に寄与するか否かということを判断して同意を行つということにしております。

したがつて、個々の計画の中身にはありますが、一般論として申し上げますと、仮に集団的な農地の真ん中に地域再生拠点区域を設定するような場合、あるいは、圃場整備等の土地改良事業を実施中または実施する予定である土地に地域再生拠点区域を設定する場合、さらに、地域再生拠点区域の設定によりまして農業用の用排水施設の機能に著しい支障を來すような場合、そういうった場合には、農用地等の保全、利用に支障がないかといふうに考えております。

○田村(貴)委員 地域再生法の改正案なんですが、

ここにおいて、一部の人ではない、できれば全ての住民の方々が参加をしていただき、きちんと

した数字、あるいは過去への反省、将来への見通しを持ちながら合意の形成を図つていくというこ

とが最も肝要だと思っております。

○田村(貴)委員 地域再生法の改正案なんですが、

これでも、地域再生土地利用計画を作成したときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすると

あるんです。これは、公聴会を開いたらそれでよいというふうにも読み取りかねません。

議会との関係なんかはどうなつているんでしょ

うか。議会は、現行地域再生法も同意なしでできるこというふうに、この法律はなつていています。

ただやはり、お話ししてまいりましたように、

集約の方はやはりずっとかなりの力を詰めてやつ

ていく、ネットワークづくりの方はその財源それから施策の方についても将来的に大変不安が残る

ような思いもいたしております。

最後に伺います。

小さな拠点形成が住民の参加と住民同意に支えられたものでなければならぬというふうに思つます。地域づくりやまちづくりに当たつて、石破大臣、先ほど大臣も少しお述べになりましたけれども、住民自治の発揮が絶対に必要であるというふうに考えますけれども、御所見をいま一度お聞かせください。

○石破国務大臣 これは、全国あちこち見させていただいていますが、この地方創生の取り組みができる以前から、例えば高知県などにおきましては、それぞれの集落の話し合いといふのをきちんとした大事にして展開をしてきたところでございま

す。また、鳥取県におきましてもそのよくな取り組み、島根もそうだと思いますが、そういうように、地域地域のお話し合いが大事だ。そこにおいては、今回RESEAASもそうなんですかねども、

データを提示しながら、納得をいただき、合意を形成するということが極めて大事だといふように思つております。

ここにおいて、一部の人ではない、できれば全ての住民の方々が参加をしていただき、きちんと

した数字、あるいは過去への反省、将来への見通しを持ちながら合意の形成を図つていくというこ

とが最も肝要だと思っております。

○田村(貴)委員 地域再生法の改正案なんですが、

これでも、地域再生土地利用計画を作成したときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすると

あるんです。これは、公聴会を開いたらそれでよいというふうにも読み取りかねません。

議会との関係なんかはどうなつているんでしょ

うか。議会は、現行地域再生法も同意なしででき

るこというふうに、この法律はなつていています。

ただやはり、お話ししてまいりましたように、

集約の方はやはりずっとかなりの力を詰めてやつ

ていく、ネットワークづくりの方はその財源それから施策の方についても将来的に大変不安が残る

べきでありますし、やはり大いに住民が参加し、そして議論をしていかなければならぬといふうに私は思います。

きょう初めての質疑でありますので、この問題、三法含めてまた論議をしていきたいといふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 民主党的後藤祐一でござります。

きょうは、国家戦略特区法案、そして総合特区も含めた具体的な運用、地域の提案ができるだけ実現するようにするため、幾つかの現場でのやりとりを踏まえた運用改善も提案させていただきたいと思います。

私は、これらの特区法の一一番原点となつております構造改革特区法を経済産業省にいるときに発案し、日本じゅうの首長に提案を呼びかけるといった仕事を十五年ぐらい前からやつておりまして、十五年来、この特区の問題にはかかわつてまいりました。

それで、一つ建設的な提案をしたいと思います。それは、今回の法案でも、十数かの個別の玉

がこうやつて加わっているわけですね。その都度、法改正で、各地域から出てきた個別玉、各省がいいと言つたものについては加わっていくわけでござりますが、大変手間がかかります。

そこで、実は、構造改革特区というのは、個別の玉が何百と既にメニューがあります。構造改革特区で認められた個別玉については自動的に国家戦略特区では使つていいことにしてはどうかということを、実は、国家戦略特区の法案審議のときに私から提案し、これは条文修正を受け入れていただきました。これは今、適用されています。

それと、ついでに言つると、構造改革特区で認められた個別の玉は総合特区でも自動的に認められるという規定、これも我が政権のときに私から提案して、これも条文はそういう形に直つています。

実際、これは、いわゆるどぶろく特区が高松で認められていましたとか、実際に使われています。

そこで、提案なんですが、総合特区で既に認められている個別の玉については自動的に国家戦略特区でも全て認める、こういう条項をこの国家戦略特区法の中に入れることにしてはどうかというふうに考えてますが、これについての御見解をいただきたいと思います。小泉政務官、お願ひします。

○小泉大臣政務官 後藤先生の質問にお答えをさせていただきます。

後藤先生の地元は、まさに総合特区のさがみ口ボット特区もありますから、私も同じ神奈川県選出の議員として、大変取り組みに期待をしておるところもあります。

先生も御存じのとおり、制度に大変詳しいので、前前提をちょっと飛ばして、御質問のところからい

ます。構造改革特区法を経済産業省にいるときに発案し、日本じゅうの首長に提案を呼びかけるといった仕事を十五年ぐらい前からやつておりまして、十五年来、この特区の問題にはかかわつてまいりました。

それで、一つ建設的な提案をしたいと思います。それは、今回の法案でも、十数かの個別の玉

がこうやつて加わっているわけですね。その都度、法改正で、各地域から出てきた個別玉、各省がいいと言つたものについては加わしていくわけでござりますが、大変手間がかかります。

そこで、実は、構造改革特区というのは、個別の玉が何百と既にメニューがあります。構造改革特区で認められた個別玉については自動的に国家

戦略特区では使つていいことにしてはどうかということを、実は、国家戦略特区の法案審議のときに私から提案し、これは条文修正を受け入れていただきました。これは今、適用されています。

それと、ついでに言つると、構造改革特区で認められた個別の玉は総合特区でも自動的に認められるという規定、これも我が政権のときに私から提案して、これも条文はそういう形に直つています。

もう既に総合特区で認められているわけですか

ない場合は、国家戦略特区においては面倒くさい手続をたくさんやらなきやいけないわけです。

○後藤(祐)委員 検討して結論を出してみたいということ、検討の対象にはなるというお答えでございましたが、これは、もしそういう一般則が入らない場合はよくわかります。

例えば、私も、地元、神奈川県横須賀市、三浦市を選挙区に持つていますけれども、横須賀市、三浦市と先生の御地元の違いというのは、先生の御地元は、国家戦略特区でもあり総合特区でもあるけれども総合特区や構造改革特区ではない。ただ、仮に、例えば私の地元で、国家戦略特区だけれども

ているので、神奈川県がまた皆さんにお願いして各省に通してという一連の長い手続をやつて、結果、総合特区のときには認めているから、各省はいいよと恐らく言うと思うんですね。それでだめだということになつたら国家戦略特区をなめてだめです。

そこで、提案なんですが、総合特区で既に認められている個別の玉については自動的に国家戦略特区法の中に入れることにしてはどうかというふうに考えてますが、これについての御見解をいただきたいと思います。小泉政務官、お願ひします。

○小泉大臣政務官 後藤先生の質問にお答えをさせていただきます。

後藤先生の地元は、まさに総合特区のさがみ口ボット特区もありますから、私も同じ神奈川県選出の議員として、大変取り組みに期待をしておるところでもあります。

先生も御存じのとおり、制度に大変詳しいので、前前提をちょっと飛ばして、御質問のところからい

ます。構造改革特区法を経済産業省にいるときに発案し、日本じゅうの首長に提案を呼びかけるといった仕事を十五年ぐらい前からやつておりまして、十五年来、この特区の問題にはかかわつてまいりました。

それで、一つ建設的な提案をしたいと思います。それは、今回の法案でも、十数かの個別の玉

がこうやつて加わっているわけですね。その都度、法改正で、各地域から出てきた個別玉、各省がいいと言つたものについては加わしていくわけでござりますが、大変手間がかかります。

そこで、実は、構造改革特区というのは、個別の玉が何百と既にメニューがあります。構造改革特区で認められた個別玉については自動的に国家

戦略特区では使つていいことにしてはどうかということを、実は、国家戦略特区の法案審議のときに私から提案し、これは条文修正を受け入れていただきました。これは今、適用されています。

それと、ついでに言つると、構造改革特区で認められた個別の玉は総合特区でも自動的に認められるという規定、これも我が政権のときに私から提案して、これも条文はそういう形に直つています。

もう既に総合特区で認められているわけですか

ない場合は、国家戦略特区においては面倒くさい手続をたくさんやらなきやいけないわけです。

○後藤(祐)委員 検討して結論を出してみたいということ、検討の対象にはなるというお答えでございましたが、これは、もしそういう一般則が入らない場合はよくわかります。

例えば、私も、地元、神奈川県横須賀市、三浦市を選挙区に持つていますけれども、横須賀市、三浦市と先生の御地元の違いというのは、先生の御地元は、国家戦略特区でもあり総合特区でもあるけれども総合特区や構造改革特区ではない。ただ、仮に、例えば私の地元で、国家戦略特区だけれども

も総合特区の中にあるような規制改革のメニューを使いたいとなつて、国家戦略特区だけれどもそのメニューは使えませんよと言われたときに納得できるのかと言われば、それは確かにおつしやるとおりだなと思うこともあります。

そこで、NPOの設立手続の迅速化については、特有の事情があつた規制改革のメニューに関しては、認められないというケースもあると思います。

ただ、基本的に、今までの特区の中でやりたいとお話しするがみロボット産業特区なんかは総合特区です。と同時に、神奈川県は全域が国家戦略特区、東京圏に指定されていますから、では国家戦略特区のスキームの方でお願いするんじゃなくして総合特区の方のスキームでお願いすればいいのかとか、もう本当に手続に振り回される世界になつて。実質的な判断は既に各省で終わつていてお話しするがみロボット産業特区なんかは総合特区です。

ただ、区域会議において、国家戦略特区で活用したいという具体的な提案があれば、総合特区の特例として認められていることを前提に、国家戦略特区諮問会議やワーキンググループにおいて各省庁と精力的に折衝して、規制の特例措置の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

ただ、NPO法人の設立手続の迅速化というのが特区と総合特区、この趣旨と目的が異なることを十分踏まえた上で、しっかりと検討して結論を得たいと思います。

ただ、区域会議において、国家戦略特区で活用したいという具体的な提案があれば、総合特区の特例として認められていることを前提に、国家戦略特区諮問会議やワーキンググループにおいて各省

庁と精力的に折衝して、規制の特例措置の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

ただ、NPO法人の設立手続の迅速化というのが特区と総合特区、この趣旨と目的が異なることを十分踏まえた上で、しっかりと検討して結論を得たいと思います。

ただ、区域会議において、国家戦略特区で活用したいという具体的な提案があれば、総合特区の特例として認められていることを前提に、国家戦略特区諮問会議やワーキンググループにおいて各省

庁と精力的に折衝して、規制の特例措置の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

ただ、NPO法人の設立手續の迅速化というのが特区と総合特区、この趣旨と目的が異なることを十分踏まえた上で、しっかりと検討して結論を得たいと思います。

ただ、区域会議において、国家戦略特区で活用したいという具体的な提案があれば、総合特区の特例として認められていることを前提に、国家戦略特区諮問会議やワーキンググループにおいて各省

庁と精力的に折衝して、規制の特例措置の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

ただ、NPO法人の設立手續の迅速化というのが特区と総合特区、この趣旨と目的が異なることを十分踏まえた上で、しっかりと検討して結論を得たいと思います。

ただ、区域会議において、国家戦略特区で活用したいという具体的な提案があれば、総合特区の特例として認められていることを前提に、国家戦略特区諮問会議やワーキンググループにおいて各省

庁と精力的に折衝して、規制の特例措置の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

ただ、NPO法人の設立手續の迅速化というのが特区と総合特区、この趣旨と目的が異なることを十分踏まえた上で、しっかりと検討して結論を得たいと思います。

ただ、区域会議において、国家戦略特区で活用したいという具体的な提案があれば、総合特区の特例として認められていることを前提に、国家戦略特区諮問会議やワーキンググループにおいて各省

庁と精力的に折衝して、規制の特例措置の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

か、つくるに当たっての期間手続を短くする、今回、こういつた提案が宮城県の仙台市から上がってきております。については、まずは一義的に、各区域会議がその効果を定期的に評価して、その評価結果を踏まえて、特区諮問会議がこの措置を全国展開するかどうか判断するものと承知をしています。

○後藤(祐)委員 これは自民党の方々も、ぜひや
ろうというふうにおっしゃっているようでござい
ます。そこで、その性格から、制度にかかわることはこれ
では、その性格から、制度にかかわることはこれ
まで全て議員立法で制定、改正がなされていると
ころでありますので、御指摘の、総覧期間の短縮
を仮に全国で実施する場合についても国会で御議
論をいただきたい、そういうふうに考えておりま
す。

ますので、むしろ大変詳しい小泉政務官が先頭を
切って引っ張つていっていただきたいと思いま
す。
続きまして、先ほど申し上げた総合特区の、今、
実際に行われている運用改善について触れたいと
思います。これは、国家戦略特区がこれからうまく
使われていくためにも重要なだと思いますので、
そのまま使える話だと思います。

私の元元のさがみロボット産業特区で実際に起きていたる話を前提に申し上げたいと思いますが、春と秋、二回協議があります。つまり、こういった規制改革を新たにうちの特区でやりたいという話が地元の企業から提案されているんですけれどもいかがですかということを内閣府にお願いして、内閣府が各省と交渉してという、一連の交渉が二回あって、「二十五年春協議」というものは、三月十九日に内閣府から選定依頼というのがあつて、三月二十七日締め切りでした。「十六年は、二月十日、内閣府から選定依頼があつて、三月二十七日締め切りでした。ところが、ことしの春の協議は、四月三十日になつてようやく内閣府から選定依頼があつて、五月二十二日締め切り、二ヵ月程度おくれているわけでございます。

神奈川県に聞きますと、これはもしかすると年一回になつてしまふのかなということを大懸念されておられまして、今後も引き続き、年二回こういった提案を受けていただけるチャンスがあるというふうに理解してよろしいでしょうか。今後、年二回協議を継続するということについて約束をいただきたいと思います。小泉政務官、お願ひし

○小泉大臣政務官 今回、平成二十六年度については、提案された規制の特例措置の実現を図るために協議などに時間を要したということあります。ですが、先生御質問の答えとすれば、年二回協議を実施することとしたいたい。今後とも、この総合特区において協議をしっかりと実施して、規制改革を適切に実現していくたい、そう考えております。

ござります。今、神奈川県の担当者なんかは見て
いると思いますが、大変安心していると思います。
続きまして、農地の規制緩和に関連してなんですが、このさがみロボット産業特区では、都市計
画決定に際して、県と地方農政局で、市街化区域
に編入される農振農用地の代替地を求めることがあります。
しないという、これは省庁としての最終見解とい
うものが示されています。

實際に、神奈川県伊勢原市で進められている東部第二土地区画整理事業といふものにおいては、地方農政局との事前調整の中で、このような趣旨に沿つて、代替地を求める形で順調に進んでいるというふうに伺つておりますが、これ以外の地区においても、今後、この特例を生かしながら進めていきたいと地元では考へております。この農振農用地の代替地を求めるといふ運用は、ほかの地域でも引き続き、少なくともこの総合特区で今後もやつていただけるということでおろしいでしょうか。これは佐藤農水政務官にお願いします。

という御指摘でございましたけれども、都市計画法によりまして、都道府県が都市計画を変更して市街化区域に土地を編入することについては、国土交通大臣が同意しようとするときには、あらかじめ農林水産大臣に協議することになつていいところであります。この場合、農林水産大臣は、地域において実施している土地改良事業等の関係

など、農林漁業に及ぼす影響等について検討し意見を述べることになつております。その際、農用地区域内の農地を市街化区域に編入する場合に、編入面積に見合つ農用地区域内農地を代替地として求めるることはしておりません。

以上でござります。

○後藤(祐)委員 はつきりとした答弁、ありがとうございます。

なかなか運用上そうなのかどうかが皆さん心配なかなが運用上そうなのかどうかが皆さん心配

していところがあつたものですから、確認をさせていただきました。

続きまして、ロボットに関連して、国家戦略特区の体系の中で近未来技術実証特区といったものの検討が進んでいくというふうに伺っておりますが、総合特区の中でも、さがみロボット産業特区は既に適用されて、実際にロボット関連各社が集まつて運用されているわけです。あと、つくば国際戦

の特区が行われていると伺っておりますが、いわば先行している特区がある中で、近未来技術実証特区が後からできて、その後からできた特区だけある特定の規制改革が認められるということになりますと、先行してやっている方としてはたまらないわけでござりますね。

ロボットに関連する規制改革が、よりいろいろなことができるようになるということは非常にいいことだと思いますし、実際、安倍政権でロボットに関連するところは非常に力を入れておられると思いますけれども、お願いは、近未来技術実証特区で認められた個別の規制改革にかかることは、既にある、さがみロボット産業特区、あるいはつくばでも恐らく同じような状態だと思います。

が、ここにおいても自動的に適用できるというような御配慮を願いたいと思いますが、いかがでしようか。これも小泉政務官、お願いします。
○小泉大臣政務官　近未来技術実証特区の検討会を、平副大臣と私のところで今検討を進めておりま
す。

うですし、自動運行車、またさまざま近未来な新しい技術をどうやって社会に落とし込んでいくか、今これは検討を進めていますが、この結果として、近未来技術を実証していく、その出口となる、生み出していくところが、国家戦略特区に指定された地域なのか、それとも総合特区のところなのか、構造改革特区のところなのか、それとも、いきなりもう全国展開でやるのか、こういったことはそのケースによっていかなるケースもあり得

ると思つて います。
つまり、今回、例えばドローンに 関して 言えば、
秋田県の仙北市で、国有林野を開放して、そこで
大胆な 実証をして いただく フィールドを活用しよ
うと いうこと であります。仮に、総合特区に指
定されている さがみのロボット特区の中 で、近畿
来技術実証特区検討会の 中で規制改革として上
がつてきた玉、メニューを使いたい、 そくなつた

い範囲で活用されるよう、これから規制改革の実現に取り組んでまいりたい、そう考えておりま
す。

○後藤祐委員 結局、個別にという話になる
と、またさつきと同じ議論になるわけです。
さがみロボット産業特区は総合特区ですが、神
奈川県全域は国家戦略特区でもありますから、そ
うしますと、今認められた近未来技術実証特区で
新たに何か認められた場合、これは国家戦略特区
ですから、さがみロボット産業特区の中やつて
いるんだけれども、国家戦略特区の地域指定も受
けているから、では今の部分だけは国家戦略特区
の方でお願いするかというような、もう極めて制
度に振り回される状態に、さつきと同じことが起

きるんです、実は。

ですから、ここは、きょうも朝七時からNHKでドローンのこんな映像をやつっていました。あれはつくばですよ。これは、競い合っていいと思うんです、いろいろなところが。ですが、後から来たところの方が有利になるというのは、これまたちょっとといかがかと思いますので、政務官、神奈川でもござりますから、ここら辺の制度に振り回される状況にならないように、自動的にできるのが一番いいんですけど、もし仮にそうでないにしてしまったときには、スムーズに、通常の手続ではなく、超特急でさっと認めるとか、そこら辺の運用というのを、政務官がえいと言えればできる話だと思いますので、ぜひそこは、先ほどの話を含めて、政治家による運用改善が鶴の一声で決まるところですかね、よろしくお願ひします。

手続きまで介護口ボットの介護保険の適用は
関して触れたいと思います。

これはいろいろな介護ロボットが実際に開発されておりまして、ことしの二月の十日、ロボット新戦略というのが日本経済再生本部で決定されて、その中で、介護保険に適用される機器というものはどういうものかということについて、これは三年でしたつけ、しばらくタームを置かないで申請できないという状態だったものを隨時受け付けるという形になりました。これは、かなり頑張って、前に進んだ成果として評価をさせていただきます。

実際、ことしの四月一日からでしょうか、この
随时受け付けが開始されたというふうに厚生労働省
から通知がありました。これを受け、神奈川県でも、この特区内のロボット関連各社に対しても
提案を呼びかけるということをしております。
ここからが問題なんですが、介護保険適用の対象となる機器がどういったものになるかということ

議会介護給付費分科会へ報告し、決定されると同じことになつておるんですけども、残念ながらこれは明確な基準がないんですね。

であり、かつ、こういったものにかけるときには通常の役所のほかの手続においては、事前に相談をして、ああ、このままだとここはだめですよと、いうようなことを言われて、そこを改善して、それでどうですかというようなやりとりをして、ある程度丸になつたところでそういうところにかけて、最終的なチェックというかお墨つきをもらうというようなやり方だと非常にうまく運ぶんですが、現実、なかなかそうなつていなくて、どうが悪いと言われるかわからないけれども、えいといつてかけて、だめでしたと言われるわけですから基準はない、そしてその議事録もない、どこが悪かったからだめと言われたかもわからないというのが実際の運用のようございます。

そこで、今、神奈川県の方から、事前に相談をさせていただいて、このままかけるとどうなつちゃうかということをちょっとと相談させていただきませんかという打診をしているようございまます。

まず、この事前相談、こういつたやり方でうまく進めていくつていただきたいなどいうふうに思つなんですが、きょう厚生労働政務官に来ていただいているりますけれども、まず、この事前相談といつやり方で進めていくことの是非についてお答えいただきたいと思います。

○高階大臣政務官　お尋ねの介護保険の対象とする福祉用具の決め方でございますが、先生が今ほど御紹介いただきましたとおり、福祉用具・住宅改修評価検討会で有識者らの意見も反映させた形で、それを結果として介護給付費分科会へ報告する、その上で決定をしていくと、流れになつてございますが、提出するに際し、事前の相談、助言をぜひとう話だと思います。

そういうことになりますと、開発を支援するという目的で福祉用具・介護ロボット実用化支援事業というのを実施していくございまして、介護ロボット

ト開発についての相談やアドバイスなどをこの事業において行つて いる状況にござりますので、要望を受け付ける前の開発あるいは検討会において保険給付の対象とされなかつた開発についても、御要望いただきますれば、この事業を活用していただき、改善に向けたアドバイスなどの支援をさせていただけるのではないかと思ひますので、事業の有効活用をぜひ普及いただければと思ひます。

○後藤(祐)委員 事業というものが審査会との関係でどういう扱いになるのかが、ちょっと私がそこまで現場のことを知らないのであります。が、そこのアドバイスを受けて、そのアドバイスに従つた形になつていれば、先ほどの評価検討会ではほぼ丸になるというような運用を、ぜひ、これも政治主導で、現場で徹底していただきたいと思ひます。

付資料として、ロボット技術の介護利用における重点分野に関連する福祉用具についてという資料が配付されていて、これは少しロボットの場合に特化したわかりやすい記述がなされていて、例えばこれを検討会における基準にしていくといふような運用をすれば、少しはわかりやすくなつてくれると思うんですね。

何を基準にするかということは、それ自体、非常に大事なことだと思いますが、少なくとも、この基準に基づいてこの評価検討会においてはマル・バツを決めるんだということを明らかにしていただかないと、なかなか現場での開発が進んでいかないと思うんです。

この基準の明確化について、高階政務官の御見解をいただきたいと思います。

○高階大臣政務官　お答え申し上げます。

今ほど、平成十年の福祉用具の範囲の考え方と

りしないというのがどうも現場の悩みのようなんですね。 実際、この福祉用具については、先ほどの検討会でどういう評価をするかということに関しては、平成十年八月二十四日の医療保険福祉審議会老人保健福祉部会の提出資料である介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方という資料だけが、あえて言うとベースになつていて、ただ、これ以外に明確な基準そのものというものは存在しないこと事務方から説明をいただいております。 実際、申請するときには、介護保険対象福祉用具・住宅改修調査票というものを提出しなきやいけなくて、その調査票の記載項目というものは明らかにされています。これはいいことだと思うんですが、ただその記載項目そのものが基準になつているというわけではないそうなんですね。 しますと、これを提案する側は、どういう基準を

るもの」とか「治療用等医療の觀点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの」といったようなんざいで、非常に漠然としているというお尋ねなんだと思います。

その上で、福祉用具といいましてもいろいろな種類があるということ、それから、最近の技術革新あるいは開発支援事業等によりましてさまざまな介護ロボット等の活用の道が開かれつつあるということで、ここをどういうふうな形で日常生活の自立につなげられるような保険給付の福祉用具として活用していくかという問題があるんだろうと思思います。

評価基準と申しますのは、先ほどの調査票の中で、実は「安全性とか有効性とか、御家庭で活用いただく際のそういうふた具体的な、安全に使っていただくための環境」というのも評価していかなければいけないということでありまして、今後新た

満たせば丸になるのがちよつとわからない。
という中で、少し前向きな動きが出てきたのは、
この介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の配

に開発されるロボットの有効性、安全性、こういったものについては、審議会の中でも専門家による評価が適切に行われるよう工夫をしてまいりた

い、そのように思います。

○後藤(祐)委員 実は、その検討会のメンバーに、リハビリの専門家ですかそいつた方はいっぱいいらっしゃるんですが、ロボットの専門家と思われる方がいらっしゃらない。これはぜひ何らかわかる方を入れていただいた方がいいと思います。

あとは、介護ロボットの導入支援事業というのがあつて、これが、地域医療・介護総合確保基金というものの内で、その内数で一機器につき十万円の補助というのが可能になつておりますが、これは、総額渡して、その中の対象の中に追加された話ですから、ちょっと十万円というのは、ロボットといふのはいろいろな値段のものがたくさんござります、いかにも寂しい。総額がふえる話じゃありませんので、国から県に渡した総額の基金の中での運用の話ですから、この十万円という上限を外すですか、いろいろできることがござりますので、ぜひこれは、内閣府側もあるいは経産省も関係すると思いますが、厚労省とぜひ一致協力して、現場の前向きな活動・保険対象になると、物すごく促進すると思いますし、この導入支援事業も改善していただきたいと思います。

それで、最後に、これは通告が直前になつてしまつたんですが、今、JAの青壯年部の方々も外で頑張つておられます、その皆様方の顔を見て、そういうのはこの話があつたなと思つたんです。東京都が都市農業に関して、石破大臣のところに舛添知事が二月に来られたという記事が出ておりましたけれども、こういうお話をございました。これは、佐藤政務官に内容は質問したいと思います。

都市農業においては、当然非常に広い地域でやるというのは難しいわけで、今、生産緑地については五百平米という、それ以上でなきゃいけないという制約がありますが、五百平米未満についても税制優遇が受けられる生産緑地の指定を可能としていただけないかという話と、あと、相続税

の納税猶予、これが大変なわけです。

特に都会においては土地が高いですから、これが外れてしまうともうまくならないわけで、そのときに、今、都市農業基本法、私も実は民主党の中でも都市農業の議連の幹事長をやつているんですけれども、これは議員立法で先日成立をいたしました。その中でも非常に重要なテーマとして、相続税の納税猶予を、特に農地をほかの方にお貸しするとその瞬間切れてしまうというのが今大変残念な状況になつておりますし、障害者の方ですとかちょっと特殊な場合もあるんですけども、通常は切れてしまう、これを何とかできないかと、うところが非常に大きな課題になつております。

東京都が、舛添知事が提案された中にどうもその話も入つてますのでございまして、この相続税納税猶予を、もちろん農地として活用していただくということを前提でいいんですよ、農地を農地として生かしながら、借りてやる方に貸し付けの場合は相続税納税猶予を延長し続けることができます。そして生産緑地五百平米未満も認める。この二つの話というのは、東京だけではなくて全国ベースでぜひ御検討いただきたいところだと思いますが、突破口としてこの特区の中でもまずやってみるというのは一つのアイデアではないかと思います。

佐藤政務官、ちょっと突然のあれで申しわけないんですが、これについての御見解をいただきたいと思います。

○佐藤大臣政務官 ただいまの御指摘は、三月の四日に東京圏国家戦略特別区域会議が開催されまして、東京都から都市農業特区の提案があつたことと、そういうことで承知をしているところでござります。

この提案につきましては、今後、内閣府が中心となりまして、国交省等の関係省庁とともに検討が進められるものと考えているところでござります。農林水産省としても、東京都の考え方をよくお伺いさせていただきながら、内閣府を中心とした

検討に積極的に参画してまいる決意でございました。

○後藤(祐)委員 もう終わりにしますが、今の三月四日の東京圏の区域会議で石破大臣から、「だめなものはだめで、なぜなのかと聞くと返事がないという不思議な話が多くて、私どもとして、だめと言つたら、なぜだめなのかという説明、他でいとります」、という御発言がありました。まさにその通りだと思います。

実際の現場ではこういったところで苦しんでおられますので、ぜひ個別の話に立ち入つて、石破大臣の、そして小泉政務官も含めて、現場でのこういった運用、困つているところを、政治家として、これはどうなつっているんだというところを少し聞いてみたいだいて、運用改善、そして冒頭申し上げた法律の条文修正も含めて前向きな対応をお願いして、私の質問を終ります。

○鳩山委員長 次に、郡和子君。

○郡委員 民主党の郡和子です。

国家戦略特区法及び構造改革特区法の一部を改正する法律案についてお尋ねをしたいと思います。

この改正案は、大きく八府省十八項目に及ぶ重要な法改正を国家戦略特区、構造改革特区という観点から一括法案としたものでござりますけれども、文科部門に係る項目一つをとつてみましても、学校教育、義務教育、それから義務教育費国庫負担等において極めて重要な、従来の政府解釈とも異なる制度の改正を含んでいるわけとして、一括法案として地方創生特別委員会で審議すること、これは、そもそも国会における常任委員会の審議権を侵害するものというふうに言わざるを得ないと私は思つてゐるところです。

成長戦略の一環として規制改革を進めるに当

たつても、個々の項目を見ますと、設計は極めて乱暴であり、そしてまた粗雑だというふうに言えます。

○後藤(祐)委員 もう終わりにしますが、今の三月四日の東京圏の区域会議で石破大臣から、「だめなものはだめで、なぜなのかと聞くと返事がないという不思議な話が多くて、私どもとして、だめと言つたら、なぜだめなのかという説明、他でいとります」、という御発言がありました。まさにその通りだと思います。

憲法第二十六条规定は、国民にひとしく保障する教育を受ける権利をうたつてゐるわけです。地域や家庭の経済力の格差によらず、全国どこでも良質な教育を国民の一人一人がひとしく享受できるよう公教育制度を運営していくことというのは、国、地方公共団体の共同の責務だというふうに思つてます。

この法案にあります、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの管理、これを民間に委ねるというふうなことになつてゐるわけですから、この政令で定める基準というのははどういうものでしようか。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

国家戦略特別区域の目的は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目指すものであり、政令では、公設民営学校における国家戦略特別区域の目的に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育の基準を定めることとなつております。

具体的には、法律の成立後、検討することとなりますが、例えば、外国語を通じたコミュニケーション能力や課題解決力といったグローバル人材に求められる素養を身につけ、グローバル企業で働ける我が國の人材を育成するための教育や、ビジネスで来日した外国人の子弟や我が国の

児童生徒がともに学び合うことにより日常的に国際理解を深めることを可能とする教育といった、公設民営学校において行われる国際理解教育及び外国语教育などを実現するための学校体制の整備に関する内容を規定することとなると考えております。

○郡委員 ですから、その整備の内容について、どういう基準なのだと、いうふうに伺っている。この政令についても、具体的な検討も煮詰まっています。

学校教育法五条におきまして、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、原則としてその学校の経費を負担する旨を規定しています。学校教育においては、入学の許可等の児童生徒の教育を受ける権利に直接かかわる措置、すなわち公権力の行使と、日常的な教育活動、事実上のかから、設置する学校を適切に管理運営する責任を負うという設置者管理主義の考え方を示しているわけです。

平成十六年の中教審の答申、「今後の学校の管理運営の在り方について」では、公立学校の管理運営を包括的に委託することについて、一定の意義が認められるとしている。これは、公立学校においては、入学の許可等の児童生徒の教育を受ける権利に直接かかわる措置、すなわち公権力の行使と、日常的な教育活動、事実上のかから、設置する学校を適切に管理運営する責任を負うという設置者管理主義の考え方を示しているわけです。

その上で、幼稚園については、民間能力を活用した彈力的運営、高等学校については、多様な選択肢の提供の観点から、学校教育の質の確保に配慮しつつ検討することが適当というふうにされたわけでございます。

この答申では、義務教育制度が国の根幹的な制度であって、その確実な保障は国及び地方公共団体の最も重要な責務の一つであつて、義務教育諸学校を、保護者や子供の選択に基づき就学する幼

稚園や高等学校と同等に扱うこととは適当ではないというふうに思いました。

つまり、義務教育については、公設民営学校等が普遍性、公平性、平等性を擲るがすことにつながるおそれがあるというふうなことを指摘したものだというふうに思います。

教育において効率性や経済生産性を最優先として持ち込むこと、このことは、教育をゆがめて教育の質の低下を招くおそれがあるのではないかというふうに思います。

小泉内閣のときに導入された株式会社学校というのがありますけれども、特区外での教育活動を行つて、また、その教育内容についても不適切な状態にあるとして、質の改善を促したはずではなかつたでしょうか。

本来、株式会社というのは當利法人ですからビジネスを行うことは至極当然のことです、まずは、教育にビジネスを持ち込んだ失敗、このことを正しく検証すべきだと思いますが、いかがでしょう

○丹羽副大臣 郡先生おっしゃるとおり、構造改革特区において、株式会社立学校については、英語教育や不登校生徒の受け入れなど、地域の特色のある教育の機会の提供等の面で事業の効果が認められる一方、学校経営面や教育活動面等について問題点も指摘されてまいりました。

このため、平成二十四年八月の構造改革特区推進本部の決定において、運用の是正を政府として決定し、認定自治体が学校に対する助言指導体制を確保すること、また、面接指導、試験を特区区内で行うことなど、指導に努めているところでございます。

○郡委員 指導に努めているというふうなことですけれども、それぞれ個別案件についての調査といたしました。

株式会社が経営する学校が、株式会社から学校法人の運営へと移行が進んだこと、それから、大

半が通信制の学校ということでありまして、多くの生徒は特区認定を受けた地域にある学校に通学することはほとんどなく、地域おこしとしての効果も限定的であつたこと、これはしっかりと検証していくかなくちゃいけないというふうに思つていますよ。

ですが、その検証をしっかりと行う前に、今は、教育委員会の一定の関与というふうなことは前提としつつですけれども、公立学校の運営の民間開放というのを行うことになるわけです。公立学校を運営管理する委託先には、学校法人、準学校法人、一般社団法人、財団法人、NPO法人が挙げられています。ここでは株式会社は除かれています。ここでは株式会社は除かれています。そこも、グローバル人材の養成や個性に応じた教育ができないのだろうかという疑問が私は湧いてまいります。現在の学校教育制度を否定することにつながるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○丹羽副大臣 現在の学校教育制度においても、公立学校には非常に高い指導力を有する優秀な教員の先生方もおられます。それぞれ、創意工夫により、グローバル人材の養成や個性に応じた教育がその地域でも行なわれております。

○丹羽副大臣 公設民営学校では、現在の取り組みに加え、さらに、公立学校の管理を民間に行なわせることで、地方公務員制度にとらわれない柔軟な人事管理による民間の知見の活用や、高度で専門的な知識経験を有する教員や国際経験が豊富な教員などの任用を可能とするものでござります。

○丹羽副大臣 これによつて、国家戦略特別区域が目的に掲げる、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成に資する新たな選択肢を用意するものでござります。

○丹羽副大臣、御答弁いただきましてございました。

○丹羽副大臣、御答弁いただきましてございました。

○丹羽副大臣、御答弁いただきましてございました。

○丹羽副大臣、御答弁いただきましてございました。

説得ある御説明はいただけませんでした。そう思います。

とりわけ、義務教育である中学校も含む学校教育の大変な変更になるわけです。それにもかかわらず、中教審でその後の議論すらなく、また、政府内で教育制度の変更としての詳細な検討がなされた形跡、これは皆無であります。

○丹羽副大臣 国際理解教育及び外国语教育を重点的に行なうもの対象に、世界の競争に打ちかつたための人材養成、いわばスーパーエリート型の学校づくり、これを義務教育段階まで推進しようというのではなく、中教審でその後の議論すらなく、また、政

府内で教育制度の変更としての詳細な検討がなされた形跡、これは皆無であります。

○丹羽副大臣 その結果、地域おこしとしての効果も限定的であつたこと、これはしっかりと検証していかなくちゃいけないというふうに思つていますよ。

○丹羽副大臣 その検証をしっかりと行う前に、今は、教育委員会の一定の関与というふうなことは前提としつつですけれども、公立学校の運営の民間開放というのを行うことになるわけです。公立学校を運営管理する委託先には、学校法人、準学校法人、一般社団法人、財団法人、NPO法人が挙げられています。ここでは株式会社は除かれています。そこも、グローバル人材の養成や個性に応じた教育ができないのだろうかという疑問が私は湧いてまいります。現在の学校教育制度を否定することにつながるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○丹羽副大臣 いかがでしょか。

○丹羽副大臣 お答えさせていただきます。

○丹羽副大臣 現在の学校教育制度においても、公立学校には非常に高い指導力を有する優秀な教員の先生方もおられます。それぞれ、創意工夫により、グローバル人材の養成や個性に応じた教育がその地域でも行なわれております。

○丹羽副大臣 これによつて、国家戦略特別区域が目的に掲げる、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成に資する新たな選択肢を用意するものでござります。

○丹羽副大臣、御答弁いただきましてございました。

んです。バスの無料バスがなくなるんじゃないのと、いうふうに聞かれましたので、別になくなることでも何でもなかつたわけですかね。都構想が進むとそういうサービスがなくなるといふような、ある話が広まつて、いたとか、なかなか七十歳を超える方あるいは御高齢の方にきちんとお訴えができるになかつたのが反省かなと思ふんです。

きょうも先ほど郡委員から教育の話が出ました。我が国の政策というのは、御案内のとおり、児童手当、家族手当、そうしたさまざまな家庭政策関連あるいは教育関連の支出というのが、OECD加盟国の中でも下から一番目だったり一番目だったりというような状況でございます。

今回、地方創生の大きなテーマでもあると思うんですけども、やはり年代別にどのような行政を重点化させるのかというの、一つ大きな視点だと思っておりまして、今回は、私どもは、別に高齢の方のサービスを削るとかいうことではなくて、あくまでも、二重行政で無駄があつた部分をなくして、それを財源に、御高齢の方に対してもよりサービスを手厚くするというつもりで説明して、いたわけです。

ただ、今回の結果を見ますと、ちょっとまだ正確に年代別の投票率が出ていないのであれだけれども、やはり七十歳以上の方の投票率が非常に高い傾向があるという中で、各年代全てが賛成だったのに、七十歳以上の方だけが反対したことによつて、トータルで僅差で負けたということなんですね。

こういう点を踏まえて、地方行政でも、やはり年代別、どういふうに世代間に資源を再分配するかという点が、今後非常に、もしかしたら一つ焦点が当たる可能性があると思つております。

とりわけ少子高齢化ということに関して言うと、やはり二十代、三十代、あるいは四十代の方が非常に子育てで御苦労して、いたりという状況でございますので、先ほどの年代別ということも踏まえた地方創生の観点から、世代間格差といいま

すが、世代間の政策のあり方、この点につきまして、大臣、もし御所見がございましたらお願いいたします。

○石破国務大臣 これは、それぞれの基礎自治体の御質問に明確に答えるのはとても難しいんだと思います。

ただ、幾つかのことを申し上げさせていただければ、やはり若い方々が安心して就労できる環境づくりというのはやらないかぬので、そこに

おいて大事なのは、安定した雇用、そして安定した収入、この二つを大前提として、できれば、や

りがいというのももつた仕事をつくるにはどうしたらいいだろか。そこにおいて、職能訓練のようなことに対する支援ができる

だらうかというようなことは、国がやるべきことだと思つております。

もう一つ申し上げたいのは、これは幾つか、例えば、子供が一番生まれて、長生きの町でもあります鹿児島の伊仙町というのがござります。そこ

において、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこにおいて、町長さんは県会議員であり、またお医者さんであつた方であります。この方が高齢者の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

するのではなくて、次の時代にどうやってその自治体を残すのかということは、全ての世代に対し御負担も求めなければいけないし、その世代がそれぞれできることは何か、それに対して行政はいかなる支援をすべきかとということを

それが地元が東京でござりますので、東京でも、特

別区、二十三区の首長の方と話して、いたらば、

やはり、東京都との関連で、権限のあり方につい

ますと、例えば神奈川の議員であれば、県と横浜

市の二重行政の問題等の議論があつたり。でも、私は地元が東京でござりますので、東京でも、特

別区の協議により、条例による事務処理特例制度

を活用する方向で検討すべきだとされているところ

ではございまして、今後、そういう権限移譲の場合

には、東京都と特別区という地域の実情に応じて、地域の判断によつて、そういう権限移譲が行われてい

くのではないかと考えて、いるところでございま

す。

今後、都から特別区へのさらなる権限移譲も想

定されるところでございますが、第三十次的地方

制度調査会答申におきまして、都とそれぞれの特

権限の移譲が行われていると承知をしておりま

すが、世代間の政策のあり方、この点につきまし

て、大臣、もし御所見がございましたらお願い

いたします。

○木内(季)委員 これは、それぞれの基礎自治体

によって、そこの方々が選ばれた首長、あるいは、

その首長の方々と住民との間のいろいろなお話

し合いがなされるべきもので、国として今の委員

の御質問に明確に答えるのはとても難しいんだと

思います。

ただ、幾つかのことを申し上げさせていただけ

れば、やはり若い方々が安心して就労できる環境

づくりというのはやらないかぬので、そこに

おいて大事なのは、安定した雇用、そして安定し

た収入、この二つを大前提として、できれば、や

りがいというのももつた仕事をつくるにはどう

したらいいだろか。そこにおいて、職能訓練の

ようなことに対する支援ができる

だらうかというようなことは、国がやるべきこと

だと思つております。

もう一つ申し上げたいのは、これは幾つか、例

えば、子供が一番生まれて、長生きの町でもあり

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこ

において、町長さんは県会議員であり、またお医

者さんであつた方であります。この方が高齢者

の方々に対して、あなた方にに対する町の支出とい

ます鹿児島の伊仙町というのがござります。そこ

において、町長さんは県会議員であり、またお医

者さんであつ

つつある人口減少に歯どめをかけるために、全国津々浦々に安定した良質な雇用を確保することが重要であると考えてございます。

このため、地域再生法による地方拠点の強化施策においては、こうした良質な雇用の創出に計画的、戦略的に取り組んでいる地域に対しても、できるだけ広く恩恵が及ぶように配慮をすることとしているところでございます。

そうした趣旨から、地方拠点強化税制におきましては、東京からの移転ということだけではなく、地方における本社機能の拡充も支援をすることといたしてございます。

なお、先日来御議論いただいておりますように、一部の、既に人口や産業が著しく集中している地域については、周辺地域からその地域への移転が促進される、こういった弊害が生じるおそれもある、このように考えておりますから、限定的に支援対象外とはしておりますが、そのことをもちまして、この制度が政令指定都市から企業機能の分散を目的とする、こういうふうに整理をするという考え方ではないのかなというふうに考えてございます。

今後さらに議論を深めて御理解を賜りたい、このように思つてございます。

○木内(季)委員 まだちょっと若干わかりにくいかなとは思いますが、いずれにしましても、ある程度選択と集中を進めながらやっていかないと、結局どこも効果が上がらないというような結果になってしまうのかと思いまして、ぜひそこの明確化を今後お願いできればというふうに思つております。

続きまして、金曜日の質疑におきまして、大臣の國土觀、国土ビジョン等についてお話を伺いました。

先般も申し上げましたが、私は大臣の本を読ませていただきたことがあるのですから、どちらかといふと安全保障についてのことが書かれていて、余り経済政策のところは、私が読んだ本の中では書いてなかつたのですが、先般大臣がよく

参考にしている経済学者等で、加藤寛慶心大学教授の名前が出てまいりました。

加藤先生というものは、御案内のとおり、JRの民営化ですか、あるいは、政府の税調のトップをやられたりとか、政府とも関与しながら、さまざま経済政策のアドバイザーとして活躍をしてきました。

アの中に、例えば規制緩和なんかも入っています。

私は、地方創生の一いつ出でているアイデ

アの中には、民間活力を吸い上げてといふことは入つてはいるものの、一方で、割と官が介在し過ぎて

いる部分というのも同時に感じておつて、あした

もちよつと政府資産の売却等あるいは民営化等に

ついてもいろいろお伺いする予定なんです。

これはもしかしたら地方創生あるいは石破大臣

のお考えではないのかもしれませんけれども、今

回の国会においては、郵政の民営化は進んでおり

ますけれども、例えば、商工中金あるいは政投銀、

これも完全民営化するという方向で今まで進んで

いたのが、結果として、三月末に、これは私から

申し上げれば、実質的に民営化先送りといふよう

な状況になつております。

こうしたことを踏まえて、大臣の、公共選択論、

レントシーキング、あるいはこうした加藤寛先生

の経済政策における考え方を割合と支持している

のかいないのか、あるいは、現状の地方創生のこ

うしたさまざまな政策との整合性をどのようにお

考えになつてゐるのか、やや唐突なところもあり

りますけれども、御意見をお聞かせいただければと存じます。

○石破国務大臣 私、加藤先生から直接御指導いたしました。

ただいたことはございません。学部が違つたせい

ました。

先般も、自然再生エネルギーの推進と地方創生

が、何か時々ぶれてしまふのではないかと危惧し

ておりますので、あえて今の質問をさせていただき

ました。

先般も、自然再生エネルギーの推進と地方創生

という点につき質問させていただきましたが、最後、

質問時間がなくなつてしましましたので、ちょっと

と残つた質問について触れたいのです。

米国は、二〇五〇年までに風力発電を四〇%に

かかるものを指すのか必ずしも明確ではありませんが、官というのは、恐らく、行政のみならず政策も指しているんだろうと思つております。それがいろいろなことに介在する、あるいは介入することによって政策の正当性がゆがめられるということがあります。

加藤先生の政策の柱の一つが公共選択論、レントシーキングという考え方でございます。

私は、地方創生の一いつ出でているアイデアの中に、例えれば規制緩和なんかも入っています。しかし、余り官が介在しないようないふうに、あるいは民間活力を吸い上げてといふことは入つてはいるものの、一方で、割と官が介在し過ぎて

いる部分というのも同時に感じておつて、あしたもちよつと政府資産の売却等あるいは民営化等についてもいろいろお伺いする予定なんです。

これはもしかしたら地方創生あるいは石破大臣のお考えではないのかもしれませんけれども、今は別に、必ずしも自由経済万能論に立つものではありませんし、新自由主義に立つものでもあります。私は別に、必ずしも自由経済万能論に立つものでもありませんが、行政あるいは政治の過度な介入といふのはなるべく排されてしかるべきものだらうと

思つております。

今回のJA改革でも私は思つてることなのですけれども、かつて正しかつたものが今正しくないといふことはあるのだ。情勢の変化によつて、そもそも法律ができるときの法目的というものが変わつたとき、法目的そのものを変えなければいけないということが現出するにもかかわらず、そういうものを怠つてきたというのは、やはり政治の責任であり、行政の責任であるといふうに思つております。

商工中金等々について今言及すべきだとは思ひませんが、私どもとして、そういうような制度、仕組みができたときのそもそも法的目的、それと今社会状況の変化、こういうものには常に敏感でなければならないし、対応は怠つてはならないと思います。

○木内(季)委員 地方創生、一つ一つ個別に政策を進めていますと、その根本のところの考え方

が、何か時々ぶれてしまふのではないかと危惧しておりますので、あえて今の質問をさせていただき

ました。

ただ、環境アセスメントの中で一番時間がかかりますのは、事業者さんみずからが行われます環境影響調査でございまして、これを前倒しして、審査の手続と並行して実施をするということがでますと、全体としてアセスメントの期間がかなり短くできるのではないかということでございま

他方、前倒しでやりますと、どうしても、調査者の方々が、結果が後で、プロセスの中で生きてくるのかどうかということについて、やはり懸念が払拭できなくなってしまうことがありますので、前倒しして行うといふことともございまして、その辯決表を自己易合の果廻を待合(ごま)して、

場合の問題を挙げて、この角が見え出すための実証事業、これは予算事業として手当をして、今やっているところでござります。

今後も、こうした取り組みによりまして、迅速化を進めてまいりたいと考えてございます。
○木内(孝)委員 いろいろな再生エネルギーがござります。太陽光、風力、バイオマス等々ござりますけれども、それぞれに地域で雇用を生むわけでもございます。各エネルギーを導入した場合、雇用創出などの経済的な効果、それぞれどの程度と見積もっていらっしゃるか、お聞かせください。
○木村政府参考人 御指摘のとおり、再生可能エネルギーは地方創生に寄与するというの、もう言うまでもございません。もともと再生可能エネルギーは地域に賦存する資源を使うものでござりますので、親和性が非常にあるというふうに考えています。

他方、明確な形での統計等はありませんので、はつきりしたこと、ちょっとどこまで御答弁でありますかというのをさせますけれども、例えば太陽光発電につきましては、二〇一〇年度には全国で五千億円程度の市場規模で三万人程度の雇用者数だったたといふものが、二〇一三年度には二・五兆円に成長し、雇用者数は九万人に増加した、そういう試算がございます。

それから、風力でございますけれども、これはちょっと将来の数字、見通しになりますけれども、約一千万キロワット程度導入をされた前提で考え方などと、経済波及効果としては約一・一兆円、約七万人の雇用が生み出される、そういう試算もあるところでございます。

○木内(孝)委員 中身によって大分雇用者数といふのは違うかもせんけれども、短期間にこなれだけ効果があった話でございます。

雇用を生み出すと同時に、エネルギーが安価な

形で入りますと、それは、安全保障上の問題、あるいは地域分散、地産地消という形で、本当に地方創生にとりましてもいい形で経済が好転するものと考えております。

いずれにしましても、私は、この自然再生エネルギーと地方創生の関連性ですね、一つ一ついろいろなことを丁寧にやるのに加えまして、非常に大きな線を一本国内に張りめぐらせれば、全國じゅうに電力の融通もできるわけですし、ちょうど電事法の審議も進んで、間もなく可決もされるんだと思いますけれども、ぜひ、あわせて、この地方創生と再生エネルギーの関連性、これをより強化をお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○鳩山委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 維新の党の小熊慎司です。

今後の地方創生のために、国と地方とのあり方を変える、統治機構を変えていくという観点について、大臣の御所見をまずお聞きいたしたいと思います。

○石破国務大臣 これはあちこちでお話もし、答弁もしておつて、重複になつたら申しわけないのですが、私、中央政府というのは、外交と安全保障と通貨政策、教育の基本、そういうものをやるべきなんだろうねというふうに思つております。財政をどう考えるかというのは、まさしく国と地方との関係で議論のあるところですが、やはり、外交と安全保障と通貨政策と教育というのは中央政府でなければできないことだ、独立主権国家においてはそういうことだと思っております。

それ以外はなるべく地方にお任せをした方がよろしかろうということですが、そこで、道州制など、今後、これより全国でますます進むべき

○石破国務大臣 これはあちこちでお話しも、答弁もしておつて、重複になつたら申しわけないのですが、私は中央政府というのは、外交と安全保障と通貨政策、教育の基本、そういうものをやるべきなんだろうねというふうに思つております。財政をどう考えるかというのは、まさしく国と地方との関係で議論のあるところですが、やはり、外交と安全保障と通貨政策と教育というのは中央政府でなければできないことだ、独立主権国家においてはそういうことだと思つております。

それ以外はなるべく地方にお任せをした方がよろしかろうということですが、そこで、道州制なのか、今の、これは全国町村会というのは絶対反対ですかね。何で全国町村会が反対なのかなといえば、あの平成の大合併のいろいろな教訓とか反省とかいうものがあつてということで、どうもお話をロジカルにかみ合つていらないなという感じを私自身持つております。

では、道州制にした場合に、今の市町村といふ基礎自治体はどうなるのか、都道府県といふのはどうなるのか。中央政府のあり方が先ほど申し上げたようなものに限定をされるべきだとせば、今の中央省庁はどのように変わるのか、そうなつたときに国会と地方政府の議会というのはどういう関係なのかなということの議論がほとんどなされないままに、道州制にすればよくなる、道州制にしたら日本は終わりだといふような、そういうようなお話を交わらないままに時間が駆過するというのは、私はちつともいいことだと思っておりません。きのうも九州でお話ををしておつたらそんな話になつたのですが、やはり、私たちの地方創生というのは基礎自治体というのをベースにして進めております。この基礎自治体がどうなつていくのかというお話を、これはこれで地方創生の手法はこのままやらせていただきたいと思います。

しかし、では、これと道州制において基礎自治体をどういうような役割として位置づけるかというようなことは、道州制を強く提唱しておられる御党からもまたプレゼンをいただき、議論をさせていただき、御教示も賜りたいと存じます。○小熊委員 大臣おっしゃったとおり、今回、大阪都構想の住民投票もある意味、いろいろな議論、市民レベルで議論を起こしたという意味では一定の成果があつたというふうに思います。ただ、そういう中で、我々も大阪に行っていますいろいろな運動、活動をして、また大阪の方々と意見も交換しましたけれども、今大臣がおっしゃつたとおり、しっかりと議論ができた部分もありますたし、橋下さんも会見でも言っていましたけれども、また一方で、なかなか御理解いただけなかつた、論理的に議論が込み合わなかったというのも、これもありました。また、反対派の意見の方から、七十歳の方々の無料バスがなくなつて五十円取られるということだけで反対というのもあつて、それはそれでいいのかなども思つたんだけれども。

今後、こうした、やはり国民を巻き込んで地方創生ということもやつていかなきゃいけないという意味では、今回の都構想、住民投票を契機に、我々政治家全體がどう国民と向き合つて議論を深掘りしていくか。私自身は、やはり、この道州制というのも幅広いいろいろな手法があるというふうに思つています。

ただ、現状として、今の四十七都道府県制度がいいんですかということを町村長さんに言うと、それはそれでやはり問題があるよねということは言つていただけるので、まずは、どう問題提起をしていくかということが先にあれば、問題意識はみんな共有しているはずですし、気づいているはずですから、では、どう変えるかということに多分心が向いていくというふうに思います。

今回のこの住民投票を契機に、これは私たちもしっかり努力をして、地方自治制度の理想に向かってやつていかなきゃいけないなというふうに

思っていますので、ぜひ、この議論を恐れずに、また改革をすることはしなければいけない、日本は大きく社会状況が変わっていくわけですから、ぜひこれは与野党の枠を超えて取り組んでいただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

「 いう話なんですが。
地方の人口減少に歯どめをかけるといふことを
考えたときに、一番深刻なのは、それは福島県で
もそうでしょう、あるいは栃木県でもそうです
広島県でもそうです、鳥取県でもそうです、いわ
ゆる本当の、本当のもうそのものないんですが、地
方と言われるところを頭に思い描いたときに、そ
れは名古屋も地方でしよう、近畿も地方ですが、
地方といったときに思い浮かべるのは、やはり福

島であり、鹿児島であり、宮崎でありなどといふところではないだろうか。三大都市圏、四大都市圏と言われるところ以外のところではないだろうか。

仮にそういうところを、三大都市圏、四大都市圏も指定をしたとする、それは、そつちの方へ移つて、地方の人口減少に歯どめをかけるといふことに対する効果的な施策には全体的にならぬものではないかというふうに思つております。

圈から移転をさせていくという壮大な事業でありますけれども、これは一定程度評価をしたいなどいうふうに思っています。

ただ、これを具体的に進めていく上では、この膨大な数、本当に五年間で達成できるのかといふのは一抹の不安があるところではありますけれども、ただ、この際に、地方創生の一つの言葉として、東京一極集中の是正だ、これはそのとおりです。

しかしながら、ほかの大都市圏について明確な言及がない中で、今回のこの計画では、近畿圏と東海圏と近畿圏はまた除外をされているわけですが、これについては反対の意見も出ているということを一部報道でも私も確認をしました。

大臣もそこは聞いてるというふうに思いますが、けれども、改めて、東京一極集中のは正しかと言及していい中で、ほかの三大都市圏の、近畿・また愛知を中心とする東海圏の除外をしたというその根拠をまずお示しください。

○石破国務大臣 これは、東京の一極集中に歯じめをかけるということと、もう一つは地方の人へ減少に歯じめをかける、この両方が今回の地方創生の目的でございます。それは単に東京の富とか人を地方に移せばそれでいいというものではなくて、東京より安全で安心で活力ある都市とするということなので、そこはお間違いのないようにな

○小熊委員　これはもう少しどんどん言つていつていいと思うんですね。今の大臣の方向性といふのは、私は了とするものですよ。ただ、明確に言つていいないので、これはマスコミの問題もあると思いますけれども、東京一極集中は正だけを言つていたので、名古屋圏、近畿圏の人方が何で外へ出て、その眞面目な支援策といふのを特区制度等々を活用してやつておるところでございまして、今回のそういうところを外したということは、そういう趣旨に基づくものだと私は考えております。

いう話なんですが、地方の人口減少に歯どめをかけるということを考えたとき、一番深刻なのは、それは福島県でもそうです。いわゆる本当の、本当のもうそのものないですが、地方と言われるところを頭に思い描いたときに、それは名古屋も地方でしょう、近畿も地方ですが、地方といったときに思い浮かべるのは、やはり福島県であり、鹿児島であり、宮崎でありというところなのでないだらうか。三大都市圏と言われるところ以外のところではないだらうか。

仮にそういうところを、三大都市圏、四大都市圏も指定をしたとすると、それは、そつちの方へ移つて、地方の人口減少に歯どめをかけるということに対する効果的な施策には全体的にならないのではないかというふうに思つております。

根拠はそれぞれの都市圏の整備法でござりますし、それについての御議論はまたこの委員会でも賜つておるところですが、私どもとして強く認識をしておりますのは、食料、エネルギー、あるいは人材の供給源であるところの本当の地方とか、地方らしい地方という言い方をあえてするのですが、そういうところのどんどん衰退していくのを早く止めなければいけないということです。

すんだということになるわけですよ。だから、政令指定都市の市長会でもそういう会談にならべきです。

でも、現状を言えば、日本の全体が、二〇五〇年、六〇年にも一億を切るというふうに人口推計も出ている中で、今一億二千七百万人余りということであれば、一割以上減るわけですね、これは撤退戦ですから。

でも、そういうながらも大都市は、ほかの、今私の地元も挙げていただきましたけれども、大臣のところも半分近く、六割ぐらいになるという推計も出しているわけですよ、今から。同僚の秋田の村岡議員のところなんかは半分以下になる、一番減少率が激しいという推計が出ていますけれども。そういう中でいうと、名古屋圏、近畿圏はまだ減少率はいいでしょう。ただ、大阪は七割ぐらいになるというのが出ているんですね、実は、意外と。だから三大都市圏から転落してしまって。近畿の滋賀県は減少率が八割ぐらいで終わるみたいなのが出ています。

そういう中で、たゞ、人口のあり方についても、国がある程度の方向性を示すべきじゃないかといふことを再三大臣とやりとりしていますが、これは自由競争もある、国は大きな縛りはかけないと、いう大臣の言葉もあつたんだけれども、でも、今の答弁を聞くと、今回のこの法律も、担当者とお話をしたら、何で外すんだと言つたら、定量的なところもつかんでいるわけですよ。人口に対しての事業所が近畿はやはり多いので、ポテンシャルがあるからそれはほかの都市とは違うでしょう」と。今の大蔵の答弁と一緒です。例えば、そういう観点があるわけですから、やはりこれはもつとも踏み込んで、一つ一つの市町村ごと、都道府県ごとにこうすべきということはないとしてもですね。

やはり、競争といいながらも、何千人かの町、一万、二万人の町、数万人の市と、百万、二百万、二千七百万人余りといふことでは、無差別級で戦うというのも、これはまた詮ない話で、無差別級ではなくて、多少階級ある

に分けて支援制度があつたりしていかないと、この人口推計でいうと、小さな市町村から、東京に行くことはないとしても、結局、仙台に行つてしまふ、札幌に行つてしまふ、広島に行く、博多に行くということになるわけです。

全体としては二割減る。だけれども、中身を見てみればかなりでこぼこがやはりふえた、都市生活者がふえた、東京ではないけれども都市生活者がふえたというのであれば、これは日本の国の發展を考えると、人口のあり方といふのはいびつなつてはいけないと、いふうに思いますから、大臣、今言つた方向性、私はいいと思うので、もつと色濃く出していくべきだと思います。余り自治体に人口はどうだということを言つことは、まさにそれは避けなければいけませんが、今言つた、大都市圏がどうあるべきか、あと、核となる仙台とか札幌みたいな市もどうあるべきか、ほかの市町村とは違うよねというあり方は、方向性を示すべきだと思います。

方向性を、國の考え方示した上でこういう制度が出てくれば、そういう方向性があるからこそ、近畿圏が外れるよねとか、もしくは政令指定都市はこういう優遇制度を受けられないよねというのが、すとんと落ちてくるんですよ。そういうつた方向性を打ち出すべきだと思ひますけれども、まず、どうですか。

○石破国務大臣 委員の御主張、よく理解できました。何か、先週までは何となく議論がかみ合つてないような気もしたのですが、私と問題意識が一緒なのだと、これが今の議論を聞きましてよく得心をしたところでございます。

要は、説明の仕方なのであります、東京が人が集まっている、それが名古屋にかわりました、あるいは近畿にかわりましたというだけで、いわゆる本当に過疎を含む地方にとつての状況は何も変わらぬと、東京に行つていたのが、名古屋に行きます、横浜に行きます、大阪に行きます、ということになつちゃつたらば、地方にとつては状況は一緒になつてしまふので、それはその地域地域に

ふさわしい支援の仕方があるのだということをもう少しわかりやすく御説明をしないと、無用の混亂、無用の反発を招くというふうに思つております。

やはり一番深刻なのは、過疎地を含む、三大都市圏、四大都市圏ではない地方が一番深刻だし、そこが一番時間が残つてないといふことだと思います。

一方において、時間が残つてないのは東京並びに首都圏も一緒なのであって、東京、首都圏の二〇二五年問題というのは、本当に大変に深刻な状況として間もなく明確な姿をとつて現出をするわけであつて、その地域の時間軸に合つたふさわしい政策の支援ということはもう少し明確に示したいと思います。

○小熊委員 その内容を見れば、東京は人口がいても世代間の比率の格差の問題をありますから、ただいま、まずは量の問題をちょっと提起させていただいているので、これは今後定量的なものをどう切るかというの、はざまに入つたところは文句も出でるでしようけれども、やはり、階級別ではないでありますけれども、まず量としての、何万人以上市の市と何万人クラスとの、同じ市といつたって、政令指定都市以外でも、同じ市でも三十万の市と五万の市で一緒に競争しろと言つたって、まあ、それも言い切るかどうかなんですか、それも競争ですと言いつちやうかどうかです。ただ、そういうことを明確にそこは言わなきゃいけないと思うんです。

その方向性を今後、より国民にわかりやすく、自治体にもわかりやすく、どう国が考えているかという方向性を示した上であれば、いろいろな制度が理解を得られるというふうに思いますので、ぜひ明確な方向性を今後大臣のもとで検討していただき、しっかりと打ち出す、 국민に説明をするということが必要だと思います。

今の大臣の方向性を聞いて、これは私は正しい方向だと思ってますので、それをよりよい言葉にかえてこの基本方針にもしっかりと入れていつ

て、今ままだと、概要版を見ると、東京一極集中の是正しか出ていませんから、今みたいな話は出ていないんですよ。そこに不安があるわけですよ、我々は、大臣の地元もそうだと思いますけれども、同じ地方についても、本当にボテンシャルのある地方がありますから、これはやはりその方向性を明確に打ち出した上で具体的な制度を出していい、これはしっかりとやつていていただきました。

さはさりながら、これはいろいろな制度をやつたとしても、残念ながら、やはり都市集中というのは世界的な流れでもあります。都市生活者がふえていくといふのは、世界でも二〇三〇年ぐらいに六割ぐらいが都市生活者になるという推計も示されています。

○小熊委員 その内容を見れば、東京は人口がいても世代間の比率の格差の問題をありますから、ただいま、まずは量の問題をちょっと提起させていただいているので、これは今後定量的なものをどう切るかというの、はざまに入つたところは文句も出でるでしようけれども、やはり、階級別ではないでありますけれども、まず量としての、何万人以上市の市と何万人クラスとの、同じ市といつたって、政令指定都市以外でも、同じ市でも三十万の市と五万の市で一緒に競争しろと言つたって、まあ、それも言い切るかどうかなんですか、それも競争ですと言いつちやうかどうかです。ただ、そういうことを明確にそこは言わなきゃいけないと思うんです。

下手すれば三分の一になるような市町村も出でてくるというふうに思います、今後、二〇五〇年、六年までの間に。そうすると、支援策もありながらも、こうした大幅に減つてしまふ

下手すれば三分の一になるような市町村も出でてくるというふうに思います、今後、二〇五〇年、六年までの間に。そうすると、支援策もありながらも、こうした大幅に減つてしまふ

ネットもつくつておかなきやいけないとと思うんですよ、自治体のあり方として。そこを、今はとにかく、何とか人口問題を解決しましようという前向きな支援ではあるんですが、だめになってしまふということも想定をして、そうした市町村への支援策というのも今のうちからつくつておかなければ、そこは向こうにいきやいけないというふうに思います。そうした、

○石破国務大臣 それは考えておりません。もちろん、今まで、過疎債でありますとか中山間地直接支払いとか、いろいろな政策は用意をしてまいりました。ですから、そういうような非常

に条件の悪いところ、これから先、状況が厳しくなるところは、例えば過疎債、辺地債あるいは中山間地直接支払い等々で対応し、それなりの実効性を得たと思います。

私が今お願いをして歩いておりますのは、条件のある地方がありますから、これはやはりその方はふやすとか、そういうことをやって成功したところがいっぱいありますねということに、私不勉強で知らなかつたんですね。そこで、日本で千七百十八、基礎自治体というものが東京の特別区を除いてございます。そこで、合計特殊出生率が一・八を超える自治体が百二十あるんですね。一・八なんかできるわけないだらうとかいろいろ御批判をいただくんですけれども、では百二十の自治体は何でできたんですかということだと思います。

それですが、いろいろな経験と勘とと思い込みではなくて、いろいろなデータに基づいて分析する、地域のみならず、ではその自治体に所在している企業はどうなんだろうかということを分析する、新しい産業を呼んでくるというのはどういうことなんだろうか、観光で新しい雇用を起こすと

いうのはどういうことなんだろうかということを、本当に、それぞれの地域でどこまでぎりぎり考えていたかというと、そういえばそうでもなかつたよねというところがあるはずです。間違ひなく私はあると思います。

そこに対してもいろいろな、私どもで情報面、財政面、人的面で支援を打つて、なおかつ、今この委員の御指摘のようなことがあつたとするならば、そこは何らかの救済というのか、セーフティーネットというのか、リスクヘッジというの

うでしょうか、大臣。

実例を見るにつけて、私どもはそれにチャレンジをする、今がその機会ではないかと思います。セーフティーネット、リスクヘッジにつきましては、また議論をさせていただきます。

○小熊委員 私は、まあ、もう少し言葉がうまくればよかつたんですけど、何とか手厚く保護してあることでもなくして、今現状でも、私の地元で山奥の町なんかは、十一年間で二五%人口が減つちゃつたんですよ。今から始まる話じゃなくて、もうこの十年で四分の一も減るということは、すごい激変です。今後ももっとそれ以上加速して減つていくことでもなくして、今現状でも、私の地元も、町長さんも、議員さんたちも。でも、なかなか結果が出せない。

今も、百二十の自治体は出生率がいいですねというのは、それもあるでしょう。でも、多くの自治体がなかなかやり切れていない。これまでの過疎対策も、私は、一年ぐらい前に、福島の震災も、これは過疎問題も発生しているので、人口率があるのでも、ちょっとそそのもので成功事例があれば、これは震災復興のためにも生かしたいから話を聞かせて、成功事例を教えてと言つたら、明確な成功事例はありますけどそのときの担当者は言つていたんです。そもそも、過疎対策は人口増加ではなくて激変緩和なだけですと言われちゃつて、そんなのかと思ったんですけども。

今まで過疎対策、国もやつてきましたよ、これは。だけれども、成功事例というのとはそんなに多くはないし、人口が、横ばいになつていて、ではなくて、やはり緩やかに減つていて、まさにほとんどが激減しているという状況でありますから、手厚く保護しろというのではなくて、まさに増田レポートにあつたとおり、消滅自治体じやないですけれども、もう本当にギップアップ、住民サービスが全然できなくなるぐらいの状況に陥つたときに、これをどうするのかということですよ。

そこに補助を入れるという話ではなくて、ギップアップ、タオルを国が入れるのか、本当にノックダウンするまでやらせておくのかというところ

で、これは、今すぐ答えを出す必要はないんですけれども、ここは、そうなつたとき、なるところが私は出てくるというふうに思いますから、もう自治体がほぼ破綻という状況が。そういうときのことを想定して、水平補完なり垂直補完なりをして、その町や村を維持していくという制度も考えていらっしゃるんだと。

のよきに生かすかと「お話を」と懇いります。

ですから、委員の今の御指摘は、これから先新型交付金なるものの設計、あるいはそれがもたらす効果などというものに非常に大きな示唆を持つつま

ない。でも、先生たちも、これは競争性がないやはり子供たちにはある程度の規模で勉強させたい。こうなると、もう町村を飛び越えて中学校をやるとかそういうものも出てくるわけです。

これは今後、いろいろな分野で、まさに日本の中で、地方といつても、いろいろな、先ほど言った、量でいえば格差がありますから。となると

感を私はかなり強く持っています、そんな話は初めて聞いたとかいう人がいっぱいいるわけですよね。

感を私はかなり強く持つていて、そんな話は初めて聞いたとかいう人がいっぱいいるわけですよね。

私がきのうは福岡について、おとといは滋賀について、その前のは徳島について、五百人とか八百人とかそういう方々を相手に、中には市町村長さんとか議員さんも大勢おられるわけですが、こういう

そこに私は税金をじきおじやぶ投入したという話じやないんです。その住民サービスを続けていくためには、今の市町村制度ではなくて、また違った制度もあつて住民サービスを生かしていくことの検討はすべきだというふうに思うと、いうことで、何かあれば、大臣、またお願ひします。

○小熊委員 今、広域連携というのは、まさしく二重門でござる。

させでしたたいております。一十六年度補正でそういうような交付金を仕組ませていただきまし
た。

これの本格設計をこれから概算要求あるいは年
末にかけて行いますが、そこにおいて必要な視点
というのは、従来の補助金あるいは結果平等を志
向した交付税制度あるいは地方単独事業ではない
新しいタイプの交付金というものを考えておりま
す。民主党政権時代の一括交付金というのを全部

切つて捨てるとかそんなことを言つてはいるのではなくて、そのいふところは学ばねばなりません。そこでおいて必要な視点は、広域連携だと思うんです。

ことよりも、この圏域内でどうするかという話を合わなきやいけない。

るう。河川の流域とかそういうことを考えたときに、当然そういうことは起こり得ることであろう。そうなったときに、やはり地域間連携というのが、今の市町村の枠、都道府県の枠を越えた新しいコンセプトになると私は思います。

えていきませんから、
当面は広域連携してい

きやいけない。これはいろいろな分野で生かしていかなければいけないと思っています。

今も、修学旅行生が私の地元から来ていますは

○石破國務大臣 委員がおこしやつたことの危機

第一類第九號

させていただきたいと思つています。早速質疑に入らせていただきますが、まず第一番目は、企業の地方の拠点化の促進についてということで伺いたいと思います。

本社機能の地方の移転促進、それをするためには、もう一方の考え方として、国の機関も地方に移すべきではないか、そういうことがまず質問の趣旨なんですけれども、これは、大臣も何回もお話しされています、この地方創生のまさに一丁目一番地 東京の過度な人口の一極集中を是正していく、そのためには、やはり地方に雇用の場をしっかりと確保していくことが大前提になつていいんだろうと思うんです。

では、そのためにはどうするかということで、今ある地方の企業の、その地方における本社の機能を高めていくこともあるし、もう一方では、東京に本社があるという場合においては、今度は本社機能を地方の方に移転するとか、そういうことも考える。これは既に報道等でも、また大臣も折々に触れていらっしゃるというふうに思つてます。

本改正案が今国会で成立すれば、この地方移転の促進税制、これを活用していろいろと進んでいくんだろう、こう思つています。特に今、報道等では、ファスター大手のYKKという会社が、大手町から本社機能の一部を富山県の方に移す、適用の第一号候補であるというような報道もされておりますけれども、私は非常に期待をしていましたといふふうに思つております。

それで、まず基本的なことをここでしつかり確認をしておく必要があるといふふうに私は思つてゐるんです。それはどういうことかといふと、そもそもなぜ東京に本社が集まってきたのかということなんですね。いろいろ理由はあると思うんですけども、一番言えることは、これは霞が関に代表されるように省庁がここに集中をしている、それから取引する会社の企業もおのずと首都圏に集まつているということ、非常にそういう意味では利便性が高いということなんですが、こ

のことをもう一回しつかり分析をする必要があるんだろうと。

そこで、やはり突き詰めて考えていくと、これは本当に極端な話かもしれないが、場合によつてはもう一省庁を丸ごと地方に移転するような、國の機関の地方への移転も真剣に考へるべきか、こう思つていますが、まず、その考え方について大臣にお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 これは、政府として、民間企業に對して本社機能を地方に移転してくださないと言つても、ではどうなんだよ中央政府は、本当にみんな東京になきやいかぬのか、言つてみると言われたときに、いや、何となくとか、国会が東京にあるものとか、みんながみんな国会対応をしてるわけじゃないのであります、そうすると、これはもう地方に対しても何ら説得力を持たないのだだということがござりますが、できれば今のままがいいなというの官僚機構の大体習性のようなものであります。

そうすると、私どもとしても、今までいろいろなことをやつてきましたが、と同時に、それぞれの地域において、こういふものが町に来た方が、我が市に来た方が、最低でも東京に置いたらもとの同じ効果が発現できる、場合によつてはより大きな効果が得られるかもしれないということは、それぞれの地域でないとわからぬわけでございます。

私どもは気をつけながら物をしゃべつてゐるつもりですが、本社を全部移転してく下さいといふことを申し上げてゐるわけではありません。コマツでも全部が移つたわけではありません。コマツでも、本社はあそこの溜池にあるわけですよね。でも、本社機能というのはいろいろなものがあつて、人事があつて経理があつて企画があつてと、いろいろなものがあるわけです。そうすると、機能の中で東京に置かなくてもいいものがあるだろうがということを本当にそれぞれの企業で検討したかというと、実は本社なるものはみんな東京にいるのだと思ってるところがありはしないかと

いうことで、そこは分析してくださいということをお願いもしています。

地方に移ればこんなにお得みたいな税制も今回やつてあるわけで、いやいや、そういう錢金の話だけではなくて、従業員の子弟の教育はどうしてくれるか、あるいは親御さんの介護はどうしてれるかとか、そういうものにもお答えをしなければなりません。

しかし、それとあわせて、政府機関の中でも、何々省丸ごとというのは無理かもしません。実際に、国会対応もござりますし、大臣はいなきやいなかつたときに、いわ、何となくとか、国会が東京知つてゐるわけじゃないが、例えば岩見沢に政府のこういう研究機関を持ってきたら今あるよりももっといい効果が出るよというの、これは岩見沢でないとわからない、北海道でないとわからない

きのう私は九州の某市に行つてゐたのですが、そこは先進的な水ビジネスの町であると、いろいろな水道のシステムなんかを海外に輸出もしている。では、そこは厚生労働省なのか国土交通省なのかあるは環境省なのかわかりませんが、水について研究する機関はうちに来た方がよりいいとか、そういうことは地域の方からも御提案をいたしました。そういうことを申し上げるからには、どういう機関があり、何をやっており、どれぐらいの人がいてみたいリストは全部都道府県にお渡しをしてありますので、一度お考えをいただけないかということなのでござります。

国がいつかやるだろうと言つていて、全然できなかつたのがここ数十年です。これを一步進めようと思えば、まさしく地域の側から、これはうちに来た方がよほどいいという御提案をお待ちして

おるところでありまして、ぜひ北海道においても、北海道にふさわしいものというのはあるはずだと思います。委員各位の御地元におかれましても、まつていくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○内田政府参考人 お答え申上げます。
御質問の三百億円の上乗せ交付の対象事業でございますが、二つのパターンを考えございまして、一つ目は、他の公共団体の参考となるような先駆性のあるものでございます。それから二つ目でございますが、これは、本年の十月末までに地方版総合戦略を策定していただくという二つのパターンを考えております。

それで、特に基準というお尋ねでございます。

○稻津委員 ありがとうございます。

私の二つ目の質問についても大臣少し触れていたきました。

通告してあつたんですけれども、まさに國の特に研究機関を地方に移転していくというのが非常に具体性があつて取り組みやすいんだろう、そのようなことを実は考えておりまして、研究機関が移動すると、今度は当然、携わつてゐる人も動いていきますので、そういう意味では、研究機関に関連した企業も、では、そこに集まつてこようかとか、そこに会社の機能の一部を少し移転しようと、そういうものが期待されるんじやないだらうかな、このように思つております。

この質問をお聞きしようと思いましてけれども、もう既に大臣の方から、ぜひ地方から提案をしてほしいというお話をありましたので、これは、私の意見も付させていただいて、次の質問に移りたいと思います。

それで、今度は、國からの支援ということでお伺いをしておきたいと

先駆的な事業を有する事業につきましては、事業分野と仕組みというものを考えていただくというふうに想定しております。事業分野といたしましては、人材の育成とか確保、あるいは農林水産業とか観光資源の開発というような事業分野におきまして重要な仕組みであるとかと思っております。ですが、地域における関係者との連携体制、あるいはアウトカムベースのKPIの設定とかPDCAというような仕組みをきちりと備えた事業というものを対象としたいと考えております。

また、さらに、政策五原則、先ほどから御議論もございますが、地域間の連携でござりますとか、官民の共同のようなものが先駆性を有する事業といふものを作りたいと考えております。

スケジュールにつきましては、その両パターンにつきまして、先駆的事業については八月の下旬、地方版総合戦略については八月の中旬までに実施計画をお出しいただきまして、できるだけ速やかに交付決定に運んでいきたいというような状況でございます。

○稲津委員 ありがとうございました。

今、具体的にお示しいただきましたので、地方の方々も少し明確になつていただけると思います。その上で、今度は、地方創生交付金の制度設計について、地方の側からの意見、要望について、これは大臣にお伺いをしておきたいと思うんです。

三月の十六日に、全国知事会の地方創生対策本部から大臣に書面で要請があつた、このように承知をしています。その内容は、先行型交付金の実施計画の協議段階で、事後的に数次にわたりて国からの指摘を受けて、事業内容の変更を余儀なくされるなど、対応に苦慮した自治体が生じた、こんなことも書いてある。

これは初めてのことですかららしようがないんで相談を受けました。同じようなことも自治体では散見されたんじゃないだろうかなというふうにすけれども、実は、私も地元の自治体から同様の相談を受けました。

ども、アメリカにおきましては、高齢者が移り住み、また、先ほど委員おつしやいましたように、健康なときから介護、医療が必要となる時期まで継続的なケアを、あるいは生活支援サービス等を受けながら生涯学習あるいは社会活動等に参加するようなCCRCが約一千カ所存在しております。その中には、近郊の大学と連携をした、いわゆる大学連携型CCRCというのも存在すると承知しております。そうした大学連携型のCCRCにおいては、大学での生涯学習等を通じまして、高齢者が求める知的刺激、あるいは学生との多世代交流といったことを実現できるなどのメリットがあるものと思っております。

日本版CCRC構想におきましても、こうした移住した高齢者の方々が、健康新くりとともに、地域の大学における生涯学習などへの参加を通じました、健康でアクティブな生活ということを実現することが非常に重要であると考えております。既に幾つかの自治体では、大学の方も参考をして、CCRCについて検討したいというふうに考えておられるところが出ておりまして、そうした取り組みが加速化されるよう、現在、日本版のCCRC有識者会議というのを開いておりまして、そうした中で具体的な支援方法などについて検討してまいりたいと考えております。

○稻津委員 そこで、今度は日本版のCCRCを進めていく上での考え方について、ひとつまず先に伺っておきたいんです。

首都圏から離れて、そういったCCRC的なところに例えれば住みかを変えていく、居住地を変えしていく。それは、やはり自分の希望というか、そうした望みみたいな暮らしを、地域社会の中で本当にいじんで暮らしていくのかどうかということが大事な視点なのかなと思っています。特に、そういう意味では、お試し居住とか、そうした細やかな支援が必要かと思うんですけれども、この点について政府の見解をお伺いしたいと思います。

○木下政府参考人 移住に向けた支援ということでございますけれども、先般、昨年の八月に内閣

官房で実は調査をいたしまして、特に東京在住の方々にお聞きをしたわけでございますが、五代男性の半数以上、また五十代女性及び六十代の三割が地方への移住ということの意向を示されております。しかし、地方移住の検討に当たりましては、非常に情報が十分でないといった問題、あるいは何から着手をしたらよいかわからないといったような課題となっています。

こうしたことから、東京圏の高齢者等が、みずから希望に応じて地域になじみながら移住できるよう、一つ目は、やはり移住希望者に対する情報提供、事前相談、マッチングの支援、それから委員今おつしやいましたように、特に地域になりながら定住を進めることができるよう、一定期間、例えばお試し居住ですか、あるいは二地域の居住ですか、そいつたことによって入居を判断できる仕組みというのも導入が大事だと思っております。

また、現在、特に高齢者の居住用資産、お持ちでござりますけれども、若い方々がそれをまた買ったり借りたりできるような、そうした環境整備、住みかえ支援の方策などについても、今後、日本版CCRC有識者会議におきまして検討して、具体化を進めてまいりたいと考えてございます。

○石破国務大臣 これは、まさしく委員がおっしゃるように、やはり人間というのは勉強したいですね。

今、地方の大学が、あちらこちらで定員割れみたいなことを起こしております。これから先、これはそうくなることはないだろうと思います。

では、それは朽ちるに任せるという話には全然ならないで、そこで、もう一回勉強したいよねといふことです。

今、地元の大学が、あちらこちらで定員割れみたいなことを起こしております。これから先、これはそうくなることはないだろうと思いま

す。

○石破国務大臣 これは、まさしく委員がおっしゃるように、やはり人間というのは勉強したいですね。

今、地元の大学が、あちらこちらで定員割れみたいなことを起こしております。これから先、これはそうくなることはないだろうと思いま

す。

○石破国務大臣 これは、まさしく委員がおっしゃるように、やはり人間というのは勉強したいですね。

今、地元の大学が、あちらこちらで定員割れみたいなことを起こしております。これから先、これはそうくなることはないだろうと思いま

す。

○石破国務大臣 これは、まさしく委員がおっしゃるように、やはり人間というのは勉強したいですね。

今、地元の大学が、あちらこちらで定員割れみたいなことを起こしております。これから先、これはそうくなることはないだろうと思いま

す。

○石破国務大臣 これは、まさしく委員がおっしゃるように、やはり人間というのは勉強したいですね。

今、地元の大学が、あちらこちらで定員割れみたいなことを起こしております。これから先、これはそうくなることはないだろうと思いま

す。

○稻津委員 そこで、これは大臣にお伺いしたいと思うんです。

この日本版CCRCについての大体の考え方について触れていただきたいと思うんですが、私は、CCRCというのは、やはり、現役として活躍できる第二の場という位置づけも必要なんだろうと思っているんですね。特にそこで、一つのコミュニティの中でも自分がどんなふうに貢献できるのか。ボランティアであったり、これまでの仕事を生かしたちょっととした取り組みができるとか、あると思うんですけれども、最近少し変わってきました。地元の名産品の販売、観光資源との連携、それから地域経済の活性化、住民サービスの向上に貢献している、こういうことが言われていまして、道の駅で働く人の雇用の場にもつながってきて、そういうことなんですね。

それから、もう一つ大事なのは、これは大臣に予算委員会のときにも質問させていただいて、大臣からも答弁いたしましたけれども、地方の大

学生の活性化の問題。これは、地方の大学に行つていただいたときに、いろいろな問題がまた出でてく

るんだろうと思います。

これは、先ほど来議論があるように、アメリカ

のCCRC

によつて新しい人生

を

受け入れる。

それから、私も自分の老後を考えたときに、で

きればもう一回、少し勉強し直したいなど、ど

うのももういいです。

非常に難しいところにありながら、そこで例えれば、普通に老後を暮らされる

方々がCCRC

を

つくつていただきことを企図しているものであります。それが地域において、香川なら香川、長崎なら長崎、どこでもいいです。

まし、それぞれの地域において、香川なら香川、

滋賀なら滋賀、長崎なら長崎、どこでもいいです。

が、我々の地域でCCRCを入れるとしたらどん

な形態かということを

ぜひまたこの場で御開陳を賜りたいと存じます。

○稻津委員 ありがとうございました。ぜひCCRCの導入に向けて、また具体的な方からの意見、それから導入に向けての支援策もまた講じていただきたいと思つております。

それで、時間がもう大分参りましたので、通告の中でもうあと一点ぐらいしかお伺いできないと思つんすけれども、小さな拠点に関してお伺いいただきたいたいと思つております。

道の駅の現在における役割と全国モデルの選定の意義についてです。きょうは国交省さんに来ていただいているので、お伺いしたいと思うんですけど、道の駅のことなんです。

道の駅の現在における役割と全国モデルの選定の意義についてです。きょうは国交省さんに来ていただいているので、お伺いしたいと思うんですけど、私が今申し上げました小さな拠点の一つの視点として、ぜひ道の駅を今後考えていくと

思つていています。

今、我が国は、大体千カ所を超えるぐらい道の駅があるというふうに承知をしています。もう経過は、導入から二十二年たつていて、二十四時間利用可能な駐車スペース、トイレ、また電話がかけられるとか、情報が常にそこに集中しているとかあると思うんですけど、最近少し変わつて

きていまして、道の駅で働く人の雇用の場にもつながつてきて、そういうことなんですね。

国交省は、全国モデルを六カ所選定した、それ

から今後について、いろいろまた検討していく

ということなんですか。どのように考えて

ました。

これを選定して、またさらに重点的に支援する駅

とあります。

ということを言つてるので、これを伺いたい。

それから、道の駅の二十二年前の導入時の考え方

と今とどういうふうに違があるのか、明確にお

答え、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、道の駅の役割についてでございます。

道の駅は、平成五年の制度創設当初におきました

ては、ドライバーが安心して立ち寄ることができ

る休憩施設、そういう役割が主なものでございま

した。最近では、地域の特産品の販売拠点、ある

いはインバウンドを含めた観光拠点、さらには防

災拠点としての役割など、多様な役割を担うよう

になつてございます。さらには、中山間地の生活

を支える役場ですか診療所、そういうものを

併設いたしまして、小さな拠点としての役割も担

い始めております。

このように、道の駅は、市町村がみずから創

意工夫によりまして地方創生を具体的に進めてい

く有力な手段になつていているのではないか、そのよ

うに考えてございます。

それから、全国モデル「道の駅」などの選定につ

いてでございます。

国土交通省におきましては、道の駅の新たな展

開いたしまして、すぐれた道の駅を選びまして、

関係機関と連携して重点的に支援をする、こう

いった取り組みを始めござります。

本年一月三十日には、地域活性化の拠点として

特にすぐれた機能を發揮し続けている、そいつ

た道の駅を全国モデル「道の駅」として六カ所、

それから、今現在すぐれた企画をお持ちで、今後

重点的な支援をさせていただくことによって効果

的な取り組みになる、そう期待できる道の駅を重

点「道の駅」として三十五カ所選定をいたしました。

この重点「道の駅」の選定に当たりましては、

全国から提案を募集いたしまして、先駆性、実現

性、地域活性化の効果、そういう観点から評価

し、有識者の皆様の御意見も伺つて選定をいたし

ました。通告しておりましたが、残余の質問については

また別の機会にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○福津委員 時間が参りましたので、最後に大臣

にこの小さな拠点と道の駅の活用について一言触

れていただいて、終わりたいと思います。

○石破国務大臣 道の駅というのが本当にこんな

にいろいろな可能性を秘めたものだったんだとい

うのは、私、今さらながらに思つておるところで

ございます。

それぞれの地域が、ただ漫然といろいろなもの

を並べて、人が来ないかなというようなところに

は間違つても人は来ないので、創意工夫を

して、いかにしてそこでしかないものを売るか、

そしてそこでしかできない接客をするかというと

ころには人は来る。でも、どこにでもいつでもあ

るようなものをやって並べているところには多分

人は来ないと、いうことに相なります。

もう一つ、きょうの新聞で見たのですが、これ

は道路局が音頭をとつていただいたことだと思いま

ますが、そういう道の駅の協会とそれから大学が

連携をして、夏休みに道の駅でいろいろなことを

体験してみませんか、いろいろなものを売つてみ

る、あるいは接客してみる、商品を探してみる、

夏休みにそれは物すごい体験になると思うんで

す。その子たちがそこで学んだものが、また彼ら

がその地域を発展させる、そういうのは学問の糧

になると思ってます。道の駅と地域の活性化と

いうことなんですが、今度は道の駅と教育という

新しい観点もあるなど、きょう思ったことでございました。

道の駅は無限の可能性を秘めていますが、そう

であるだけにどう取り組むかで歴然とした差が出

る、それはもう地方創生と多分軌を一にするもの

だなというふうに思つております。

○福津委員 ありがとうございました。

○鳩山委員長 次回は、明二十一日水曜日午前九時

二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会する

こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

通告しておりましたが、残余の質問については

また別の機会にさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

平成二十七年六月五日印刷

平成二十七年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P